

「カーボン・クレジット・レポート（案）」に関するパブリックコメントにおけるご意見一覧

● レポート全体について

番号	パブリックコメント
1	<p>カーボンクレジット促進と経済成長の関連性：本ペーパーの目的として「我が国の成長に資するカーボンプライシング」の一つとしてカーボンクレジットの検証が挙げられています。おそらく、本研究会の前段階の研究分析において議論検証されているのかもしれませんが、Computable general equilibrium (CGE) モデル等を活用したうえで、カーボンクレジットが導入された場合の、日本の GDP 成長率、対外貿易収支、財政収支、失業率等に対するインパクトについて言及がなされない状態で、いきなりカーボン・クレジットが日本の経済成長に資するという前提のもと各種議論が展開されている点が気になりました。通常、途上国等において、カーボンプライシングの当該国におけるマクロ経済インパクト等を検証する場合、ETS や炭素税のインパクトについて分析をまず行い、これらのカーボンプライシング政策に対する補完的措置或いは、マクロ経済に対するネガティブインパクトの軽減措置としてのカーボンクレジットをシナリオ分析することが多く、本ペーパーで展開されておられるような、カーボンクレジット単体のマクロ経済インパクト、あるいは経済政策としてカーボンクレジットを取り扱うケースはあまり見かけられないため、本ペーパーのアプローチは私の目には新鮮であると同時に若干の違和感を持ちました。今後、これらのアプローチを対外的に表明乃至説明、更には諸外国からの理解を求める機会もあろうかと思えますところ、アプローチの背景及び、マクロ経済や温暖化ガス削減へのインパクト（更には有効性）等につき議論を深められることは有意義であろうかと思えます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省でも脱炭素技術開発、カーボンクレジット市場活用など目的・内容が類似した政策が行われているように見える。各省庁間の役割分担、日本としての施策展開の全体像が企業にも明確に伝わるよう工夫して頂きたい。</li> <li>・省エネ法など既存の政策枠組みとの整合性について配慮頂きたい。また、国全体の ETS などの制度と火力発電事業など部門別の ETS、あるいは非効率な発電所の禁止やアンモニア混焼の義務化など直接的規制措置を組み合わせるのか方向性を示して頂きたい。Policy Mix は必要になるのではないかと思います。</li> <li>・企業の削減努力を評価する仕組みも重要。SHK 制度との連携を図って頂きたい。</li> </ul>
3	<p>地球温暖化説自体に疑問を呈する説が多くあるなか、その説に基づいたカーボンニュートラル目標に意味があるとは思えません。また、カーボンクレジット制度自体、一部の企業が儲かる仕組みに過ぎず、この様な施策は中止すべきです。</p>
4	<p>日本の排出量削減目標達成における国、地方自治体及び民間の GHG 削減量との整合性：本ペーパーのもう一つの目的として、カーボン・クレジットを通じた日本の排出量削減目標達成を促進するための取組の方向性の整理が挙げられています。途上国等の排出量削減目標達成にむけての政策立案実施における制約の一つとして、中央政府、地方自治体及び民間部門における温暖化ガス排出量削減目標達成の役割及び整合性の欠如があげられます。この点について、本ペーパー、これらの問題について明確な説明がなされておられない点が気になります。例えば、東京都のゼロエミッション東京戦略と日本政府の 2050 年カーボンニュートラル達成目標はどのような関係にあり、カーボンクレジットはこれらの目標達成に向けてどのような役割を担うか整理はされているのでしょうか？東京都や埼玉県等といった地方自治体がカーボンプライシングを導入、クレジットの活用等もおこなっていることを鑑みますと、国と地方民間レベルでの排出量削減目標達成に関する議論の深化が必要かと思えます。例えば、本ペーパーで言及されている J クレジット以外の各種オフセットクレジットが東京都排出量取引制度等で利用可能であると思えますが、これらの既存クレジットの活用が議論されていないのはなぜでしょうか？これらの多種多様なクレジットの存在が、本邦民間企業のカーボンマーケットへの参入障壁及びマーケットの流動性の制約要因になっているということはないのでしょうか？今後これらの整理統合を含めた議論は有意義であろうかと思えます。</p>
5	<p>各産業とも、あらゆる方策を用いて 2050 年カーボンニュートラルを目指す必要がある。そのための方策の 1 つとしてカーボンプライシングの重要性も大いに理解できる。今回カーボンクレジットレポートの記載内容、世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会での議論は理解できるものである。</p> <p>技術的に排出削減が難しい産業、あるいは努力しても「減らせない排出」が残ってしまう産業もある。トランジションシナリオや産業によってクレジットの利用の仕方が異なることについても配慮、検討して頂きたい。</p>
6	<p>全体：国際的議論の内容も踏まえてよくまとまっていますが、以下改善できる内容もあるのではないのでしょうか？</p> <p>- IPCC 第 6 次報告書では、ネットゼロとカーボンニュートラルについて、少し異なる定義となる可能性を示唆している。ISO でのカーボンニュートラル</p>

の定義の議論も行われているが、明示的にオフセットも含めることがCNの議論内容として示されている。

- SBTの定義としても、beyond valuechain mitigationとして、削減プロジェクトへの資金提供（クレジット含む）が示唆されている。

- 提案としては、UNFCCC Race to ZeroやSBT等との整合性も図るために、整理されている通り、まずは削減し、自らの「ネット・ゼロ」を目指すしつつ、それでもそこに至るまでに排出される分について、良質のクレジットを活用することで、CNを主張できるようにするというのはどうか？

- つまり、ネットゼロを目指すべきだが、同時にそれにプラスアルファであるCNも目指すべき、とすることで、クレジット市場も活性化させるのである。

なおSHKについては、(せめて)クレジットによるオフセット「前」とオフセット「後」の両方を開示することとしてはどうか？オフセット後のみの算定だと誤解を招き、日本の制度のガラパゴス化、海外から見た時の不透明性が目立つことを懸念する。

- 主体ごとの総量と、クレジットも含む中和でのネットゼロを目指しつつ、別の定義であるCNも訴求できることとすることで、グリーンウォッシュを防ぎながら、資金移転、価値創造も図れる。

- ただし、SHKのように制度の固定化を招かないように、国際的に主流となっている流れとの整合を見ながら、随時見直していくという仕組み・ガバナンスを整備することも重要である。

\*\*\*\*\*

補足ポイント（細かい点）

p.9 国際的イニシアチブとは具体的に何をさすのか？参考文献は？

経済的障壁等の追加要件とはなに？不要？

p.12 脚注：本当に二重カウントにならないか確認が必要。再エネ証書の場合は国によってはcomplianceに用いられたものはvoluntaryには使えない。

p.13 JCMでのパートナー国での相当量調整ができなかったときなどの詳細なルールは妥当か？

p.14 金融部門のネットゼロの考え方やペーパーがコンサルテーションを経て決定されている。参照してはどうか？

p.16 環境価値という表現は日本独特。CBLが環境価値とは言っていない。

p.21 「カーボン・クレジットを活用した自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシング」とあるが、カーボンプライシングとなるのかを懸念している。自主的な場合は、クレジット発行体と同じ削減グループに含まれるべきであり、その場合に削減した主体は、削減前の（つまり、売却した枠分、排出があったこととして）、排出量を報告すべきである。この担保ができるのかが問われている。

p.22 J-クレジットは再エネ属性証明であるという主張があったので、認めたが、これがカーボン・クレジットという定義をするのであれば、CDP、RE100、SBTでも使えなくなることに留意が必要。

p.28 ヒアリング対象企業について、化石燃料を扱う企業に偏っている。日立やソニー、トヨタ等の意見はきかないのか？

p.29 技術ベースへのクレジットの補助金の要望があるが、経済と環境を両立するには、再エネ等安い技術をまず入れるべきであるという全体的コストベネフィット評価に留意する必要がある。

p.33 プライシングとしての機能を果たすためには、対象がしっかりと決まっている必要があることに留意（環境経済学教科書を参照）

p.36 (3)グループのクレジットをGXリーグに活用できることとする場合、beyond valuechainにしてcarbon neutrality主張にする等の工夫をすることで、ガラパゴス化を防ぐことができると考える。

p.37 SHKにおいてオフセットを認めるのであれば、1)クレジット発行体と同じ制度内であること、2)相当量調整がされること、を担保すべきであり、報告は別途行うべきである（オフセット前、オフセット後）。そうでない限りガラパゴス化を促すこととなる。

また、非化石価値証書についてはオフセットではなく再エネ属性的な扱いをしようとしている。全体としてGHGプロトコルに沿う形になっているが、整理をすべきである。

p.38 非化石価値証書の対象範囲を系統電力に限るという方針は国内的にそうであるということでOKだが、その際に自家消費分から発生した再エネJ-クレジットはどうするのか？アドホックではなく、全体としてバウンダリをどうすべきかという議論が重要である。バウンダリが系統電力と国が定義するならば、自家消費から発生した再エネJ-クレジットは系統電力に使えないことになる。バウンダリを定義してはどうか。（複雑な仕組みとなることから。）

こういった国内としてどう扱うか、がCDP報告をする企業に十分に伝わっておらず、混乱を招いている。包括的に整理し、英語も含めた発信を行うべきである。

7	<p>カーボンクレジットの制度の基本的概念として、下記の各要素をきちんと整理しておくべきだと思います：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 排出量と排出削減量の差異. MRV の観点も.</li> <li>• ベースラインと追加性の概念と その制度における表現方法</li> <li>• MRV における事前と事後の整理. Cap-and-Trade とカーボンクレジットにおける差異.</li> <li>• 償却(無効化)、取消 の差異と、それらの意味.</li> <li>• クレジットやアローワンスの取引はゼロサムであり、それ自体は排出削減に寄与しないこと. 関連して二重計上の意味.</li> <li>• (公的, 自主)×(供給側, 需要側) の分類とそれらの各要素の説明.</li> <li>• クレジットの「品質」(を構成する要素, カーボン以外の品質も)と それらの意味 (自主的利用ではリスクの観点も).</li> <li>• 市場を活用するということの意味(=より低コストで削減ができること)</li> </ul> <p>最近 受けた質問として、以下のようなものがあります. 本レポートは、これらの質問に、理由とともに「的確に」答えられるような内容であるべきと考えます：</p> <p>Q1: ベースラインは過去のものだとすると どこまで遡れますか？</p> <p>Q2: 削減クレジットを自分で使うことはできますか？</p>
---	--

● 「1. はじめに」について

番号	パブリックコメント
8	<p>「2020 年 10 月に菅首相（当時）」これだと「かん（管）」なのか「すが（菅）」なのか分かりません。 どちらも元首相ですので、分かりやすく姓で「菅直人」と書いてほしいです。</p>
9	<p>・ 2 ページの 10 行目「取扱」は「取扱い」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・ 3 ページの 5 行目「とおり」と、12 ページの 5 行目「通り」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>
10	<p>P1「それらの取引の活性化は、日本全体としても排出量削減への取組を加速することが想定されるものとした。具体的には、「カーボン・クレジットの位置づけの明確化」について</p> <p>どういうロジックで取引活性化が日本全体の排出削減に結びつくのか？がどこにも説明されていません。</p> <p>クレジットの取引は取引の前後でゼロサムであって、取引では削減はされませんが、削減したものは、購入者の排出のオフセットに使われることが原則であるはず（それがクレジットの需要になるわけですから）。</p> <p>Cap-and-Trade ETS とリンクするのであれば、CAP 水準をより低コストで達成することに寄与し、場合によってはそれが CAP 水準を厳しくすることを可能にするという形で、排出削減に結びつくことも考えられますが、それには（カーボンクレジットとリンクした）ETS と CAP の存在が不可欠です。</p> <p>この肝心な点を明確化しなければ、カーボンクレジット制度の「位置づけ」や「存在意義」が揺らいでしまいます。</p>
11	<p>P2「世界全体でのカーボンニュートラル社会を実現するため」について</p> <p>どういうロジックでカーボンクレジットが、世界全体の排出削減に結びつくのか？がどこにも説明されていません。</p> <p>取引自体はゼロサムですので、Cap-and-Trade の CAP を厳しくできるという点でしたら理解できますが、それにはカーボンクレジットとリンクした CAP の存在が不可欠です。</p> <p>あるいは、途上国で低炭素型アクションが、カーボンクレジットの元となったプロジェクトを「種子」として、カーボンクレジット化されずに普及していくというロジックも理解できます。</p>
12	<p>P2「国の目標に貢献するカーボン・クレジットの供給拡大」について</p> <p>海外からクレジットを調達するなら、日本の国内目標達成には寄与できます。が、国内のクレジットは、ゼロサムであるはずですので、NDC 目標達成には寄与しないはずではないでしょうか？コスト削減にはなりますが、経済的メリットと環境面のメリットを明確に峻別すべきと考えます。</p>

● 「2. カーボン・クレジットとは何か」について

番号	パブリックコメント
13	・7ページの4行目「単に」は不要ではないか？ 9ページの本文の1行目についても同様。
14	カーボンクレジット（案）「2. 2. カーボンクレジットの主要要件」に「Unique」が定義されており、具体例として、（案）P.7に「二重カウント防止」の具体例が記載されている。  その一方で「計上漏れ」が主要要件のどれに該当するか示されていない。また具体例も記載されていない。  「計上漏れ」の具体例としては、森林を伐採して太陽光発電を行った場合、発電量から森林が吸収する炭素量（太陽光パネルを設置していなければ吸収できる炭素量）を差し引く必要がある。また、太陽光パネルを処分する際に必要な炭素量も差し引く必要がある。また、この2点をどのタイミングで差し引くかどうか不明確である。これらを（案）に追記すべきである。
15	グリーン熱証書の明記について  P5「民間事業者により管理されるグリーン電力証書等の取引が行われている」と記載されているが、「再生可能エネルギー設備由来の電力・熱を対象とした証書も存在する」と前述しているとおり、電力と熱は分野が異なることから、省略せずに「グリーン電力・熱証書」と記載すべきである。
16	●P5（「証書」との差異）」において、注記等で証書自体には追加性が存在することが分かるような補足を要望する。  （理由）  電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第六次中間とりまとめには、「需要家が、再エネ価値市場で扱う追加性の乏しい FIT 証書を取得した場合と、高度化法義務達成市場で扱う追加性の高い非 FIT 再エネ証書を取得した場合」との記載があり、証書自体はその由来によらず追加性があると整理されている。一方、該当項において、「証書については、一般的に追加性（2.2「カーボン・クレジットの主要要件」を参照）が存在せず」との記載があり、証書自体に追加性がないかのような誤解を招くおそれがあるため。
17	「市場の活用」や「コスト低減」といった そもそもこのような制度を用いる意義や 何のためにこのような制度を導入しようとするか？という「理由」を、ちゃんとどこかで説明しておくべきだと思います。ちなみに「経済面のメリット」は明らかですが、「環境面のメリット」はけっして単純ではありません（取引は排出量ではゼロサムですから）。
18	カーボンクレジットという用語を、「制度」のことを指したり、「証書」のことを指したり、複数の意味で用いているため、混乱を招いています。ここは「定義」を行うところでしたら、きちんと新しい用語や概念の「定義」をする必要があります。また、読み手にとって定義だけでは不親切な場合も多いため、「その背景となっている意味するところ」も記述することが望まれます。
19	P4「そのプロジェクトが存在しなかった場合」について  ベースラインの定義とすればあまり正確ではありません。ベースライン排出量にはさまざまな定義がありえます。これもその一つの定義と言えますが、たとえばそのような活動を行うことが規制となっていたなら、そのプロジェクト行われなかった場合はありえないことになります。ここでは「排出削減」自体が、何らかの形で定義されたベースラインと、実測されるプロジェクト排出量の差で定義されるものとして、スキームに固有の定義方法がなされる以上のものではないでしょう。これは「削減量」一般の話であって、それがクレジット化されるかどうかとは異種のものです。
20	P4「国や企業等間で取引できるよう認証したもの」について  「誰が」認証するのか明確ではありません（英訳されるなら困るところです）。脚注3も、どのステップを「認証」と称しているのか不明です。CDMの場合には、⑤と⑥の間に CDM 理事会による認証が入りますが、⑥のクレジット発行と一体化しています。
21	P4「これは「ベースライン&クレジット」と呼ばれる」について  何が「ベースライン&クレジット」と呼ばれるのかはっきりしません。通常は、図1のように、排出量の定量化に基づく排出許可証の取引制度のタイプを Cap-and-Trade 「制度」、排出削減量の定量化に基づくクレジット化（＝証書化）された削減量の取引制度のタイプを Baseline-and-Credit 「制度」と呼びます。
22	P4「一般的には」について  EUで指向しているオークション型には排出目標はありませんので「一般的には」という表現は言い過ぎでしょう。より正確には「排出量分の排出許可証を(期末に)所有していることを要求する制度」というような表現が妥当だと思います。

23	<p>P4「一定量の排出枠を設定し、実排出量が排出枠を超過した場合、排出枠以下に抑えた企業から超過分の排出枠を購入する」について</p> <p>この一文の中で、「排出枠」という用語を、「排出目標」という意味と、「(1トン分の)排出許可証」という異なった意味で用いています。用語の定義が杜撰ですので、いちど、きちんと整理されるべきだと思います。個人的には、allowance型で取引されるものは排出権もしくは排出許可証と読んだ方がいいと思いますし、排出量取引制度という言い方も、排出量が取引されるわけではありませんので、ミスリーディングだと思います。</p>
24	<p>P4「排出枠を補完する」について</p> <p>「補完」の説明が必要でしょう。「Cap-and-Trade制度の規制遵守のため、排出許可証(排出権)と互換性を持つものとして、ある種のカーボンクレジットを認める」というような表現の方が正確だと思います。いずれにせよ、両制度が並存する場合に、それぞれの役割や関係をきちんと明記しておくべきだと思います。</p>
25	<p>P4「主体外からの」について</p> <p>この「制度のカバレッジ」は、非常に重要な点ですので、後の具体的な事例の場合に、何が「内」で何が「外」なのか?を、具体的に示していただく方がいいと思います。たとえばJ-クレジットの場合には?など。</p>
26	<p>P4「追加的」について</p> <p>「追加的」の意味がわかりません</p>
27	<p>P4「自主的な取組みを後押しする」について</p> <p>「自主的」という言葉が多く出てきますが、クレジットの「供給側」の話なのか、「需要側」の話なのか、わからないか混乱した使い方が見られます。そもそもそれぞれの側にとって「自主的」がどう「定義」されるか?という点も、きちんと概念整理しておいた方がいいと思います。</p>
28	<p>P4「図1 ベースライン&amp;クレジットとキャップ&amp;トレードの違い」</p> <p>片方が取引の説明で、片方がそうでないのはおかしいですね。なお、Cap-and-Tradeで取引される排出権は、目標より下がったらその分を販売するわけではありません。下がる前から取引が可能です。Ex anteとex postのこともどこかに整理しておいていただいた方がいいでしょう。蛇足ですが、市場ではSPOT取引より、futures/forward/optionといった契約ベースの取引が(流動的な市場では)大半です。</p>
29	<p>P5「証書」について</p> <p>「カーボンクレジット」も証書の一種です。省エネ証書なども存在します。このあたり、「排出許可証(排出権)」などもそうですが、用語とその概念整理をきちんと表形式で行っておくべきだと思います(英語表記や事例なども)。各証書の「属性」、「目的」や「用途」ですね。</p>
30	<p>P5「購入者は外部調達した電力等の間接エネルギーを、別途調達した証書によって上書きする形で活用する。」について</p> <p>説明がおかしい、もしくは「上書き」が何を意味するのか不透明(未定義で使用)。間接エネルギーという言葉も一般的でない。再エネ電力証書は、通常は再生可能エネルギー由来であるという「ひとつの属性」を分離して、付加価値化したものを意味します。</p>
31	<p>P5「付け替えている」について</p> <p>「付け替える」とは何か?という点が明確ではありません。</p>
32	<p>P5「証書の活用という行為は、必ずしも追加的な削減行為の創出につながるものではなく、カーボン・クレジットと異なり、同種の間接エネルギーではないその他のプロジェクトにおける炭素排出に対するカーボン・オフセット等の取組には活用されないという点で、カーボン・クレジットとは異なるものである」について</p> <p>再エネ由来であるということと、CO2削減に繋がるかどうかは異種のものですが、その説明として、これでは理由が理解できません。理由も記述されるべきだと思います。</p> <p>また「活用されないという点で」は、「活用されるべきでない」という意味でしょうか?「(あらゆる制度で)活用できないようになっている」という意味でしょうか?</p>
33	<p>P5「図2 カーボン・クレジットと証書の違い」について</p> <p>縦軸の単位に気をつけましょう。「年間」すなわち「/年」が、排出量の単位になります。一方でクレジット量や証書の量は積分値です。フローとストックの関係と言えるでしょうか。</p> <p>「自社の排出量を、別途調達した…」という説明がありますが、グラフはボイラー導入設備のことですので、主語が異なります。混乱の元になります。</p>

	<p>証書の方も、発電所側の話なのか、証書購入者側の話なのか混在しています。</p> <p>証書の属性がいくつか書いてありますが、一番重要な属性は、「再エネ由来であること」です。</p> <p>なお既設発電所がダメなのかどうかは別の話ですね</p>
34	<p>P6「認証機関が認証」について</p> <p>少なくとも CDM ではそうではありません。認証するのは CDM 理事会です。認証機関と言っても、数値の「検証」を行うことはできますが、それ以上ではありません。似たような用語で、approve, validate, verify, certify, (accredit)という用語があります。(スキームによって使い方が異なるかもしれませんが)それらは明確に区別して使い分けがなされるものです。一度整理されるとよしいかと。</p>
35	<p>P6「カーボン・クレジットの品質」について</p> <p>「カーボンクレジットの品質」は、非常に重要であるにも拘わらず、何を意味するのか?の説明がありません。ICROA のコードはいいのですが、なぜこのようなコードが必要なのか?という肝心な点の説明が必要だと思えます。このコードは、その必要性を担保しようとする制度的表現に過ぎないわけですから。</p> <p>ちなみに、「自主」目的でクレジットを用いる場合には、カーボン以外の SD 要素も、クレジットの重要な品質だと考えられます。この点に関する整理も必要です。自主的利用でない政府などの遵守スキームで使う場合には、1 トンは 1 トンでしかないので、SD 要素は関係ありません。</p>
36	<p>P6「排出削減・炭素吸収・炭素除去換算量 1 トンは、カーボン・クレジット 1 単位と関連付ける」について</p> <p>これは「1 トンの排出削減・吸収拡大量が、1 トン分のクレジットを生み出す」というように言い換えないと、何を言っているか分からないですね。</p>
37	<p>P6「無効化・償却」について</p> <p>「無効化」と「償却」が同じなのか?異なるのか?また and なのか or なのか?などが不明です。きちんと用語の定義を行う必要があります。ちなみに用語集(p.47)には「無効化」の定義しかありませんが、書いてある内容は(ウソではありませんが)知らない人にとってはまったく意味を成しません。なぜそのようなものが必要で、それはどんな意味を持つのか?というところまで説明が必要だと思えます。</p>
38	<p>P7「上記における二重カウント防止については、カーボン・クレジット発行者が他者にカーボン・クレジットを移転した場合、その移転分の排出削減量は自ら主張することが出来ない(カーボン・クレジット移転分のオンセットが必要)という点に注意が必要」について</p> <p>「上記」が見つかりません。</p> <p>なお、これは非常に重要な点で、カーボンクレジットは「よいことをしたご褒美」だと思っている人が多い事実をきちんと是正すべきでしょう。</p> <p>さらには、これはとりもなおさず「カーボンクレジット制度だけでは GHG は削減されない」ということを意味しています(!)</p>
39	<p>P7「ボランタリークレジット」について</p> <p>定義が必要です。</p> <p>またこれは「イニシアティブ」、「制度」や「スキーム」のことだと思われます。クレジットのことではないはずですが、このあたり省略せずに、きちんと表現した方がいいと思います。</p>
40	<p>P7、P8「有する」について</p> <p>生み出す? 認証する?</p>
41	<p>P8「ブルーカーボン」について</p> <p>定義?</p>
42	<p>P8「プロジェクトの方法論」について</p> <p>むしろプロジェクトの「タイプ」という表現がベターでしょう。</p>
43	<p>P9「近年では、一部制度で排出回避・削減系(以下、単に「排出削減」という。)の新規登録を停止する動きがあり、炭素吸収・炭素除去由来のカーボン・クレジットを排出削減由来のカーボン・クレジットと比較してより拡大させる動きも見られる」について</p> <p>「理由」は何でしょう?</p> <p>主としてもはや「追加性」がなくなってきたということだと思えます。ある意味、該当プロジェクトはカーボンクレジットを「卒業」したということでしょうか。この「早く卒業に持って行く」という「環境面の」メリットはあったと思えます。</p>

44	<p>P9「経済的障壁等の追加性要件」について</p> <p>このあたりやや混乱がみられがちなのは、「追加性」という概念の必要性と、それを制度の中でどのように表現するか？(その判断方法)という点は、別の次元の話であるということです。ここでの議論は、後者の議論であって、前者の概念の不要論ではないはずです。</p>
----	--



● 「3. カーボン・クレジットを巡る動向」について

番号	パブリックコメント
45	・10ページの3行目「規律付け」は「規律づけ」のほうがよい。3ページの1行目「位置づけ」と同様に。
46	相当調整のないクレジットはわが国のNDCにカウントされないことは本レポートでも示されていますが、それだけに相当調整のあるJCMクレジットがわが国のNDC達成に果たす役割は極めて大きいと考えます。そのためには従来の政府助成を伴うもの以外に民間のみによるJCM事業を促進する必要があります。相当調整は政府間で行われるものと理解しておりますところ、民間JCM事業についてのわが国政府による積極的な相当調整の取組みを強く要望します。
47	国連管理型メカニズムによるクレジットは地球温暖化対策計画における位置付けがなく、わが国のNDCにカウントできないとの整理と本レポートに記されていますが、国連管理型のクレジットも上記民間事業によるJCMクレジットを補うものとして重要であるので、NDCカウント可能とし、活用を図るよう希望します。
48	該当頁：11頁 該当箇所：3.1.1.パリ協定第6条ルール 意見 本項に記載のとおり、2021年11月のCOP26においてパリ協定第6条（市場メカニズム）の実施ルールが合意されたことを踏まえ、民間が行う海外ボランタリークレジットについても、二重計上防止の措置として相当調整がされているかどうか重要な要素となってきている。この相当調整に関し、具体的な調整方法やプロセスについて、時間軸を含めたガイドラインを作成いただくことで、民間企業など需要家の理解が進むように対応いただきたい。
49	2013年1月1日以降に登録されたCDM由来のCertified Emission Reductions (CERs) については、パリ協定6条4項に規定された通りパリ協定下においてクレジットとしてNDCに反映してよいというルールになっている。CERsについては、カーボン・クレジット・レポート（案）の6ページ表1にまとめられた要件を満たし、2013年1月1日以降に登録されたものであれば、日本のNDC達成に使用できるようにするべきです（レポート11ページの脚注に書かれたような「活用を想定していない」とするべきではない）。  理由としては、以下の2点です。 ・COPで決まったパリ協定6条のルールをあえて日本のNDCに適用しないという理由がない。 ・NDCで掲げた2030年-46%という非常に野心的な目標を達成するためには、JCMクレジットやJクレジットに加えて6.4ER、CERsの活用を最大限推進することが経済合理性の観点から日本としても有益であると考えます。
50	P10「図4 国際的なカーボン・クレジットの発行量・無効化量の推移」について 「出典」は？ CDMだけ2016年以降というのは、作作的ですね。 ボランタリー用途に限るとしたいならわからなくはありませんが、それならそうと書いて欲しいものです。 Compliance用途から、(EU ETSで使えなくなったために) ボランタリー用途へのシフトが起きた…という絵姿なのでしょうが、本当は価格がかなり違うのですけどね（CERsはEU Allowanceに引きずられ20ユーロ超で年間200万トン超のときがありました）。 ただ今後、CORSlAが入ってきますので、ある程度 compliance market用も出てくるでしょう。 ただPAのNDC達成に使う国はほとんどないようですね。某国を除いては…
51	P11「ガイダンス」について これはArt.6.2の「ガイダンス」のような緩いものではありません。Rules, modalities and procedures for … という表現です。 一般論として、ガイダンス<ガイドライン<スタンダード のようなルール適用の厳しさに対する用語の使い分けがありますので、そのあたりも整理しておいた方がいいと思います。
52	P12「JCMクレジットを保有する民間企業に対して、自らの排出量に対するカーボン・オフセットとして、無効化口座へ移転することを認めており、日本国政府は我が国のNDC達成のためにも活用することができると位置づけている（第5条2項2号）」について

	<p>「無効化」と「取消」の定義・差異・とくに利用者にとっての「意味の違い」をまず明確にすべきでしょう。「地球のために削減したい」と「日本の目標達成に寄与したい」とは、意味が異なること、それぞれの場合に、無効化「あるいは」取消口座にクレジットを移転するわけですが、どちらも「使えなくする」という点では同じなので、意味するところの差異をきちんと理解している人は 少なそうな感じです。</p> <p>理論的には、国の規制達成に企業が海外のクレジットを使う場合には、国がそれを使って NDC 達成を行うことは問題ないはずですが、国内のクレジットは使えません！</p> <p>一方で、企業が自主的に（国の規制の外で）削減のためにクレジットを用いた場合には、それを国が使うことはできないはずですが（すなわち 脚注 19 のレイヤーの議論は使えません）。</p>
53	<p>P13「表 5 日本国 JCM 実施要綱・約款におけるカーボン・クレジット用途・相当調整に関する記載」第 7 条における「相当調整を行うことを求めるものとする」について</p> <p>求めても認められなかったらどうするのか？が気になります。</p>
54	<p>P13「3.1.2. 国際イニシアティブ」について</p> <p>いろいろ雑多な情報が示されていますが、カーボンクレジットとの関係が明確ではありません。</p> <p>アカウンティングの視点では、排出量ではなく排出削減量のアカウンティングがカーボンクレジットに関連します。</p> <p>一方で、企業排出量にオフセットを組み込むことが妥当かどうか？などの議論では、排出量アカウンティングが関連します。そのあたりを含めて整理された方が、読み手が、この情報をどう咀嚼すればよいか？という点で親切だと思います。</p>
55	<p>P13「温室効果ガス排出量の算定・報告に係るルール」について</p> <p>これは運用ルールができていえるのでは？ どの要素が、（将来変更されるにせよ）一応の運用ルールができていけるか？が分かりにくくなっています。どのような点がまだオープンクエションなのかどうか？などが分かりやすいようになっていると助かります。</p>
56	<p>P14「表 6 カーボン・クレジットに関わる国際イニシアティブ、ガイダンス等の動向」ISO14065 における「認定又は他の承認形式で使用される温室効果ガスの妥当性確認及び検証機関に対する要求事項」について</p> <p>非常にわかりにくい表現なので「GHG 検証機関に対する認定要求事項」というような表現の方がよろしいかと。</p>
57	<p>P14「表 6 カーボン・クレジットに関わる国際イニシアティブ、ガイダンス等の動向」ISO14068 における「Carbon neutrality」について</p> <p>何の carbon neutrality に関するものか？を明確にした方がいいと思います。</p>
58	<p>P14「表 6 カーボン・クレジットに関わる国際イニシアティブ、ガイダンス等の動向」SBTi における「ネットゼロ時点で評価するクレジット」について</p> <p>誤解を生みそうな表現ですが、ネットゼロに至るまでには、通常の排出削減系のクレジットも利用可能ということですね？ また、このネットゼロ時点というのは、その企業のネットゼロ達成を意味しているということでしょうか？</p>
59	<p>P15「3.1.3. カーボン・クレジット取引」における「一般的に」について</p> <p>「一般的に」という言葉がこのレポートで散見されますが、「典型的なケースにおいては」という言い方の方がベターである場合が多いです。「一般的」とはより広いほぼ例外のない場合を指します。</p>
60	<p>P15「取引所・取引プラットフォーム」について</p> <p>OTC と取引所での取引が、どのような意味の違いを持つのか？という点も説明いただいた方が親切です。なお、EU ETS Allowance の市場は、取引所がメインですが、カーボンクレジット市場よりはるかに流動的であって、市場としてはかなり異なっているという認識も重要だと思います。</p> <p>EEX や ICE でカーボンクレジットを扱う予定と行った話は聞いたことがありません。</p>
61	<p>P16「ブロックチェーン管理」について</p> <p>ブロックチェーンで何を管理するのでしょうか？取引所取引の場合もそうですが、きちんとした商品の「標準化」ができておらず、きわめて多様な属性を持つカーボンクレジットの世界ですが、うまく機能しているのでしょうか？</p>
62	<p>P16「CORSIA 適格な削減系クレジット（GEO）、自然ベースのカーボン・クレジット（N-GEO）に加え、10月28日にはTSVCMで検討されるカーボン・クレジット品質（CCP）に沿ったカーボン・クレジット（C-GEO）」について</p> <p>これらは相反する概念のような書きぶりに見えますがそうなのでしょうか？</p>

63	<p>P17「3.1.4. 各国制度 におけるカーボン・クレジット活用」について</p> <p>場合によっては、京都議定書やパリ協定自体の説明を入れてもいいかもしれません。</p> <p>ちなみに、NDC 目標達成に 6.2 and/or 6.4 クレジットを使おうとしている国がどれだけあるか？という点は、カーボンクレジットというものが（パリ協定の下で）どうなるか？を考える上で、非常に大切な情報だと思います。ここでの認識として重要なのは、需給バランスですね。CDM が崩壊したのは、需要がほぼなくなったからです。パリ協定では、EU も US も NDC 達成には使わないわけです（し、CORSI の需要も限定的です）。</p>
64	<p>P17「あくまで規制対象となる主体の中での取組を促すべきという観点から」</p> <p>規制対象となる主体の中での取組を促すべきという表現は誤解を生むと思います。まずは、「個々の主体内」の話をしているのか、「制度のカバレッジ内」の話なのか明確ではありません。ロジックからは後者であるはずですが、前者はそもそも市場活用を否定する考え方になります。</p> <p>後者という点で、少なくとも、EU は、市場メカニズムを最大限に活用することを目指して、当初 CERs 活用を認めていました。EU ETS で EU ETS の外からの外部クレジットを(途中から)制限したのは、ひとえに、アローワンス価格暴落を阻止したかったためです。</p> <p>市場メカニズムの目指すところは、低コストでの全体目標(CAP)達成であるわけで、外部クレジット活用は合理的な考え方ですが、CAP が緩すぎたための価格暴落が困るという「別の関心事」が勝ったということになります。</p> <p>このあたりの説明（認めるか認めないかがどのような理由によるものなのか？）が整理されていることが大切だと思います。なお日本の委員会では、(EU の最大関心事である)需給バランスの重要性の議論がほとんど行われていないことは、留意すべき点だと思います。きちんと先人の経験に学びたいものです。</p>
65	<p>P19「16～32 億トン」について</p> <p>年間なのか、(何年間の)累積なのか、を明示していただきたいと思います。</p> <p>市場を分析するには、需給バランスがもっとも重要ですが、そのあたりの視点がほとんどないのが気になります（GX リーグの議論などにも）。</p>
66	<p>P19「3.1.6. 事業者におけるカーボン・クレジットの活用」について</p> <p>まず「活用」こそ、カーボンクレジット市場を「ドライブ」するものなので、きちんと要因や量を合せて分析すべきだと思います。分類として重要なのは「規制遵守目的」なのか「そうでない(自主的)目的」なのか、という点です。CERs は前者（EU ETS 遵守目的）でした。それでトンあたり 20 ユーロ超、200MtCO<sub>2</sub>/年 超まで拡がりました。一方、いまの市場を動かしているのは後者で、その中心になっているのは、企業の自主的カーボンニュートラリティーブレッヂです。ただ規制遵守目的ではないため、価格は数ドル程度と低く、カーボン以外の SD 要素なども価格に大きく影響する多様な（一物一価でない）商品市場になっています。この 2 つは大きく性格が異なるため、分けて考えるべきだと思います。</p> <p>なお、いずれも需要は国ではなく企業です（日本政府はかなり異質です）。</p> <p>また京都議定書やパリ協定が直接関与しているわけではないことも示唆に富む点です。</p>
67	<p>P20「CCUS 関連事業由来のカーボン・クレジット」について</p> <p>供給拡大が「必要」と決めつけるのはいかがなものかと思いますが、おそらく CCU に関する方法論はないと思います。CCS の方は主要ロジックは簡単ですのでもいいのですが、CCU は非常に難しくなります。</p>
68	<p>P21「表 11 CCS+の概要と参加メンバー」における「BECCS や DACCS、その他 CCU 等」について</p> <p>これは市場メカニズム一般に言えることですが、市場メカニズムとは、「(やや高コストであっても)現在 available な技術を用いて、そのような対策を実現化・普及させる」ための手段です。</p> <p>けっして、技術的に未確立な対策オプションを強引に成立させたり、技術 RD&amp;D のための手段ではありません。クレジット価格分だけ下駄を履かせれば、今にでも利用可能なものでないものは、技術 R&amp;D 補助金のような別的手段を用いるべきで、技術的なバリアが解消され、さらにコストが差ができて初めて、市場メカニズムに乗るものとなります。</p>
69	<p>P21「カーボン・クレジットの取引の活性化を「2050 年カーボンニュートラル」を目指す中での政策の方向性に位置づけている」について</p> <p>「取引」を活性化させることが、どうして GHG 削減に繋がるのか？という肝心の点の説明がありません。Cap-and-Trade の存在と、コスト削減効果が CAP 強化に繋がるというロジックならわかりますが、そうでないロジックがあるなら、きちんと示すべきだと思います。もちろん、創出したクレジット = GHG 削減分は、購入者の排出量を補償するわけですので、取引の前後でプラスマイナスゼロであるわけです。コストは削減になりますが、</p>

70	<p>P22「3.2.1. J-クレジット制度」について</p> <p>J-クレジットが、何の目的を持ったどんな制度か？という概要説明がまず必要だと思います。とくに制度のカバレッジと、制度のドライバーになる需要側が購入するインセンティブが何か？という点の記述が重要です。</p> <p>供給側の情報しかありませんが、この「需要側」の使われ方や、買い手の分類などの情報がないと、制度を理解したことにはならないと思います。</p>
71	<p>P22「再エネ由来J-クレジット」について</p> <p>厳密なことを考えると気になる点は、二重計上の点です。再エネ電力や省電力は、物理的には「発電所での CO2 排出削減」になります。それを同じ発電事業者が使うということは、理論的には二重計上になってしまうのではないのでしょうか？（自分の排出削減をクレジット化して、それでさらに自分の排出量のオフセットに使うことは二重計上です）</p>
72	<p>P23「図 6 J-クレジット累積認証量の推移」について</p> <p>このグラフは「どう理解すべき」でしょうか？ 温対計画にほぼオントラックということはわかりますが、ただ線形に「累積量」が増えていると言うことは、毎年の削減量は「一定」すなわち増えていない＝新しい排出削減活動が(クレジット期間満期で退出した分の追加分を除いて)追加されてきていない、ということを表すはずですが、すなわち、「新規削減量がほとんど追加されてきていない＝一見 オントラックに見えるが、実際は失敗」という解釈もできそうな気がしますが、どうなのでしょう？</p>
73	<p>P24「JCM の今後の一層の活用拡大」について</p> <p>誰が何のために「活用」するのか？という肝心の点が不明確です。通常のカーボンクレジットは企業が活用するものですが、JCM の場合は（少なくともカーボンクレジットの活用という点で、主として）日本政府のためのもののようなのです。その理解で正しければ、まずその認識を記して、そのままでもいいのか？という問題提起がなされるべきだと思います。 実際、JCM クレジットの価格情報を見たことがありません。</p>
74	<p>P24「民間企業における需要」について</p> <p>これはクレジットの需要という意味でしょうか？それともプロジェクト創出の需要という意味でしょうか？</p> <p>前者の場合、それは何を意味するのでしょうか？</p>
75	<p>P24「民間資金を中心とした JCM プロジェクトの案件組成などの制度運用の改善」について</p> <p>具体的にはどのようなものを意味しているのでしょうか？補助金ではなく、CDM のようないわゆる「市場メカニズム化」でしょうか？そのときの「需要のドライバ」は何でしょうか？</p>
76	<p>P24「累積排出削減・炭素吸収・炭素除去量は 2000 万 t-CO2」について</p> <p>NDC にカウントできる量は、1/10 である 200 万トンでしたら、その記載も必要だと思います。</p>
77	<p>P25「超過削減量とオフセットクレジットの取引も可能」について</p> <p>間違っていないと思いますが、「何のため？」という視点が抜けているため、違和感があります。</p> <p>「... の購入による規制遵守も認めている」といったような表現の方がすっきりします。</p>
78	<p>P25「表 12 東京都排出量取引制度において取扱われるカーボン・クレジット等」における「オフセットクレジット」について</p> <p>これらのオフセットクレジットは、追加性の概念を組み込んだ形で生成されたものと考えていいのでしょうか？</p> <p>再エネ証書をそのまま転用したようなものもあるようです。もし追加性という概念を無視しているなら、問題は生じないのでしょうか？</p>
79	<p>P25「表 12 東京都排出量取引制度において取扱われるカーボン・クレジット等」における「対象事業所が削減義務量を超えて削減した量」及び、P26「表 13 埼玉県排出量取引制度において取扱われるカーボン・クレジット等」における「削減目標量を上回って削減された量」について</p> <p>通常の cap-and-trade ETS（アローワンスという排出許可証の取引制度）では、許可証は事前に発行されます（カーボンクレジットは事後的です）。東京都の制度の場合には、アローワンス方式ではなく、あくまで「超過削減が行われてから」事後的に 取引が行われる制度なのでしょうか？</p> <p>そうすると「いつ」取引がなされるということでしょうか？次の期でしょうか？Grace period でしょうか？</p>
80	<p>P26「3.2.4. 国内事業者におけるカーボン・クレジットの活用」について</p> <p>ここでは規制遵守目的ではない「自主的な」活用「のみ」を記載していますが、そうでない活用も併記すべきだと思います。</p>

81	<p>P26「表 14 日本国内における自主的カーボン・クレジット活用事例」について</p> <p>このレポートの読み手にとって、これらの例示は（プラスマイナス両面の先例として）重要です。</p> <p>それぞれ何という標準化プログラムのクレジットを用いているのか？クレジットの原資となるプロジェクトの詳細説明を行っているのか？などの「透明性」の程度も記してもらいたいものです。</p>
82	<p>P28「表 14 日本国内における自主的カーボン・クレジット活用事例」イベントにおける「残余排出」について</p> <p>何の残余でしょうか？普通の排出量とは異なる概念なのでしょうか？</p>
83	<p>P28「表 14 日本国内における自主的カーボン・クレジット活用事例」施設・組織における「カーボンゼロ達成（オフセット無し）に向け、省エネルギー、再生可能エネルギーに加え、Scope1~3を対象にカーボン・オフセットも実施」について</p> <p>オフセットを行うのか行わないのかどちらなのでしょう？</p>
84	<p>P29「表 16 事業者等へのヒアリングにおける主な論点と意見」における「基本的に、NDCに貢献するカーボン・クレジットの創出量が少ないことから、移行期における直接排出適用等の評価への要望あり」について</p> <p>意味が分かりません。</p>
85	<p>P29「表 16 事業者等へのヒアリングにおける主な論点と意見」における「カーボン・クレジット創出のインセンティブとカーボン・クレジット購入のインセンティブ付け」について</p> <p>カーボンクレジット販売「以外に」補助金のようなインセンティブもダブルで欲しいという要望でしょうか？</p> <p>これは何らかの明確な規制の存在を意味しているのでしょうか？</p>

● 「4. 我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題」について（4.1. 需要面での課題）

番号	パブリックコメント
86	<p>該当頁：30 頁</p> <p>該当箇所：4.1.需要面での課題</p> <p>意見</p> <p>本項において、「各種国内制度において、カーボン・クレジットの取扱が十分に整理されていない」と指摘したうえで、「これらをどのように活用し、その価値をどのように外部のステークホルダーに主張すればよいか判断出来ない」と課題を整理いただいている。</p> <p>カーボン・クレジットの活用や、各種取組の促進、ひいてはわが国 NDC への貢献の観点から、「キャップ&amp;トレード」の実施拡大も一つの選択肢として検討いただきたい。</p>
87	<p>P30「4.我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用 に向けた課題」について</p> <p>「適切」とは、何を意味するのか？という点が不明です。どこかでいちどきちんと議論しておくべきかと思います。また、何のための国内でのカーボンクレジット創出なのか？という「そもそも論」もあいまいです。取引の結果は排出量はゼロサムです。したがって、NDC 達成には寄与しないはずで、一方でコスト削減効果はあるでしょう…</p>
88	<p>最近、カーボンクレジット関係で最重要視されている点は、green washing 懸念にどう対処するか？という点ですが、日経の記事による問題提起などにもかかわらず、このレポートは、この重要点に対して、まったく問題意識すら持っていないように見えます。対処策まで記すことができなくとも、問題を認識し、その分類を行うくらいはしてほしいものです。また、コベネ関係に関するカーボンクレジットの「品質」に関する問題意識も希薄です。ボランティア利用の場合には、この点は重要な側面ですので、せめて整理や例示を行うべきかと思います。</p>
89	<p>P30「事業者の排出量削減に向けた取組を促進するための各種国内制度」について</p> <p>一番効くのは、「強制的な cap-nd-trade」の設置なのは明確です。いろいろな政治的側面があるのはわかるのですが、そのことを記載しないという「バイアス」は、あまりよろしくないと思います。</p>

● 「4. 我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題」について（4.2. 供給面での課題）

番号	パブリックコメント
90	<p>1. 意見対象箇所</p> <p>4.2.供給面での課題</p> <p>2. 意見の概要</p> <p>「供給面での課題」として取り上げられている、森林由来クレジットのポテンシャルの活用の観点から、HWPについても（DACCSやブルーカーボン等と並行して、もしくはそれ以上の位置づけにて）、本レポート中で言及されるべきである。</p> <p>3. 意見の理由</p> <p>「森林由来クレジットはそのポテンシャルが十分活用されていない」ことが供給面での重要課題としてあげられている中で、インベントリでは、伐採された木材が住宅資材や家具などに利用されている間は炭素蓄積を吸収とみなし、最終的に廃棄されたときに排出として計上する伐採木材製品（HWP）のルールが適用されているにも関わらず、Jクレジットで認められていない。従いJクレジットをはじめ、他のカーボンクレジット制度においても検討が必要な点として、HWPについて言及されるべきと考える。</p> <p>永続性やトレーサビリティ等の課題はあるが、カーボンニュートラル達成に向けて、炭素を固定している木材が長期的にマテリアルとして使用されることは重要であり、また海外ボランタリークレジットの中でも将来的に残存する伐採木材製品中の炭素量をモデルによって評価し、森林経営による吸収量に上乘せする仕組みも存在している（Canadian Forest Carbon Offset Methodology、American Carbon Registry等）。</p>
91	<p>P30「現行のインベントリに基づく方法論で発行される国内のカーボン・クレジット（J-クレジット）」について</p> <p>GHG インベントリーの方法論は、排出削減の方法論ではありません。「現在のインベントリーにカバーされる排出源をオリジンとした…」といった表現が適切です。なお、ブルーカーボンなどのここでは意図していると思いますが、ブルーカーボンの本質的問題の一つは、貯留量のモニタリングの不正確さに加え(定量化が不正確なものはオフセットには使えません)、その永続性の担保が難しいことです。もしあとで貯留した炭素が消失したとなったときの責任を事業者が負う覚悟があるならわかるのですが、...</p>

● 「4. 我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題」について（4.3. 流通面での課題）

番号	パブリックコメント
92	<p>海外における VCC に係る取組との平仄</p> <p>本レポート案の「4.1 需要面での課題」において、日本国内でやりとりがされている主なカーボン・クレジットとしては、J-クレジット、JCM、海外由来のボランティアクレジット等、多くのカーボン・クレジットが存在し、それぞれの認証主体や方法論も多様である点が指摘されているが、VCC の取引市場は、本来グローバルなものであり、国内で設計される枠組みが、グローバルにおける取組と平仄がとれたものであることが重要である。例えば、The Integrity Council for Voluntary Carbon Markets (ICVCM) が行っているようなグローバルにおける標準化の取組と整合的であることを確保することが求められる。</p> <p>加えて、カーボン・クレジットの種類や適切な活用を説明する市場参加者向けのガイダンスなどがあれば、カーボン・クレジットに対する理解が深まり、安心してクレジットをオフセットに活用できるようになるのではないかと考えられる。現在は、クレジットの認証機関も複数あり、どれが信用できる機関なのか不明確である。現に海外ではカーボン・クレジットの認証やオフセットに関して紛争が発生している。また、カーボン・クレジットを使用してオフセットをすることに批判的な団体もある。これでは、市場参加者として安心してカーボン・クレジットを活用し、オフセットを行うことが難しいと思われる。また、上記のガイダンスは、本レポートにて提案されている開示の文脈においても重要な意味をもつと思われる。一般的に業界で受け入れられているガイダンスに則って、カーボン・クレジットをオフセットに活用しているのであれば、市場関係者としても、特に躊躇することなく安心して開示ができるようになると思われる。</p> <p>海外における VCC に関する取組との整合性は、VCC の品質に対する市場の信頼を高め、自主的カーボン・クレジット取引に伴う環境リスク及び風評リスクに関する市場参加者の懸念に対処することができる。また、グローバルな法的基準設定主体（たとえば、UNCITRAL や UNIDROIT）は、他の国際機関や規制当局と協力して、あらゆる地域における広範な商取引に関連する一連の実体法上の問題に関する法的ガイダンスを作成してきた実績があるが、日本が UNCITRAL と UNIDROIT の両方のメンバーであることを考えると、すべての法域において環境関連の商品に関する意思決定を促進することができる。これにより、ISDA 等の業界団体は、VCC を支援するために、法的意見書やドキュメンテーションを策定することが可能となる。市場の公正性・安定性・透明性が制度として確保されており、取引の法的な確実性が担保されていることは、市場参加者が安心して参加できるカーボン・クレジット市場の構築の重要な前提だと考えられる。</p> <p>また、ISDA は我が国におけるカーボン・クレジット市場創設に向けた取組を支持しているが、本取組が ICVCM 等で推奨される標準的枠組みに沿って実施されれば、本邦の企業及び本邦に拠点を置くグローバル企業が、企業の排出削減努力において重要なツールを保有することとなる。加えて、日本法におけるカーボン・クレジットの扱いが法的に明確なものとすることは、日本をカーボン・クレジット取引のハブとして確立するために重要なポイントとなるだろう。</p> <p>例えば、本邦に拠点を置くグローバル企業は、グローバル・スタンダードに基づいて GHG 排出削減を管理していると考えられるので、わが国の市場及びそこで取引されるカーボン・クレジットも国際的な水準と整合的であることが重要である。その意味で、本レポートの「6.1.1. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化」ではカーボン・クレジットの 4 類型があげられているが、国際的な水準に整合的であり、一定の厳格な要件（例：認証基準等）を充たしているものは、4 類型のいずれに該当するかにかかわらず、GX リーグ等の VCC 取引市場において活用を認めることも検討できるのではないかと考えられる。この結果、国内外を問わず幅広い市場関係者の参加が見込めるようになると思われる。</p>



- 「5. 我が国におけるカーボンニュートルに向けたカーボン・クレジット活用の意義」について（5.1 カーボンニュートラル達成時における炭素吸収・炭素除去系カーボン・クレジットの重要性）

番号	パブリックコメント
93	<p>5.1：カーボンニュートラル達成時における炭素吸収・炭素除去系カーボン・クレジットの重要性：</p> <p>⇒2050年に向けて、炭素吸収・除去のクレジット拡大が重要なのはその通りだが、森林由来の吸収量が森林破壊等により減少することを回避する REDD+については、2050年時点でも引き続き重要なので、その点には言及すべきと史料（削減・回避系クレジットの中でも再エネ等とは異なり、REDD+活動失くしては森林が減少する為、森林による吸収量の維持には不断の取組みが必要、という観点）。</p>
94	<p>カーボンニュートラル達成時における炭素吸収・炭素除去系カーボン・クレジットの重要性（P.32 5.1）</p> <p>科学的知見に基づくカーボンニュートラルの定義（人為的な GHG 排出量と人為的な GHG 除去量が均衡した状態）に照らして 2050 年カーボンニュートラルに向けて取り組むことが重要であり、2050 年カーボンニュートラルに向けては吸収・除去系のクレジットの活用が重要となるため、「足下の森林吸収系のクレジットの活用拡大に加え、技術ベースでの除去クレジット等の活用も重要となる」ことについて賛同する。</p>
95	<p>該当頁：32、33 頁</p> <p>該当箇所：5. 我が国におけるカーボンニュートラルに向けたカーボン・クレジット活用の意義</p> <p>意見</p> <p>「4. 我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題」（30 頁）において、「経済の成長に資する形で、日本ひいては世界におけるカーボンニュートラル社会を実現することに寄与する観点から」課題を整理いただいているとおり、カーボン・クレジットの活用の意義についても、わが国内に閉じた議論ではなく、グローバルな視点で取りまとめていただきたい。</p> <p>具体的には、グローバルに活動する大手企業の削減目標は、国内外のグループ企業全体で設定されていることが多く、加えて、海外を含むサプライチェーン上の取引先企業から、GHG 排出量の削減を求められるケースも出てきているなど民間企業の実態を踏まえ、海外拠点での活用や、サプライチェーンにおける活用等も、カーボン・クレジットの活用の意義に追記いただきたい。</p>
96	<p>該当頁：32 頁</p> <p>該当箇所：5.1.カーボンニュートラル達成時における炭素吸収・炭素除去系カーボン・クレジットの重要性</p> <p>意見</p> <p>本項に記載のとおり、「炭素吸収・炭素除去の取組は、カーボン・クレジットとして環境価値化し、他社に移転できることで、取組を実施するインセンティブがより働く」ことが期待される。この点、「J ブルークレジット」はボランティアクレジットに位置づけられており、NDC への活用が認められていないが、ブルーカーボンを NDC へ活用することを推進している国（オーストラリア等）もあることを踏まえると、わが国においても、ブルーカーボンの NDC への活用に向けて検討いただきたい。</p> <p>加えて、「バイオ炭の農地施用」は、J-クレジットの対象となっているが、それ以外の農地関連クレジットについても、J-クレジットの対象に位置づけたいなど、NDC への貢献という観点から検討いただきたい。</p>
97	<p>「意義」の「真っ先」に、カーボンニュートラル達成時のことを挙げる理由が分かりません。そもそも論ですが、カーボンクレジットなどの市場メカニズムは、低コストオプションを「いま（近い将来に）」できるだけ広く普及させるための経済手法です。その認識に立つと、移行期をできるだけ低コストで進展させるためということが「意義」になるはずで、カーボンニュートラル達成後は、ある意味「卒業」した状態を意味します。「いま高コストで実現の見込みが怪しいものを実現するためのメカニズム」という認識は、誤った認識です。現在、やや高コストでなかなか市場で実現化しない対策を、すこし下駄を履かせることで、普及させようという措置であることをご認識ください。</p>
98	<p>P32「足下における森林由来の吸収クレジットの活用拡大に加え、技術ベースでの炭素除去カーボン・クレジット（DACCS,BECCS）、農地での炭素貯留やブルーカーボン等の新たな炭素吸収・炭素除去カーボン・クレジットの活用のための検討を行っていくことが重要」について</p> <p>Permanency という大きな課題があるという認識と、ヘタをすれば green washing につながるおそれがあるという認識、さらには、ある程度正確な効果の定量化がチャレンジングであるという認識を、きちんと述べておくべきだと思います。カーボンクレジットは、元来は、チャレンジングなものよりも、健康的なものをどんどん普及させていくためのメカニズムです。</p>

- 「5. 我が国におけるカーボンニュートルに向けたカーボン・クレジット活用の意義」について（5.2. カーボンニュートラル移行期における排出削減系カーボン・クレジットの重要性）

番号	パブリックコメント
99	5.2：カーボンニュートラル移行期における排出削減系カーボン・クレジットの重要性： ⇒上記 5.1 へのコメントと同様、REDD+由来に関しては、移行期だけでなく 2050 年時点においても引き続き継続が重要、という点を追記すべきと思われる。
100	●P33「5.2 カーボンニュートラル移行期における排出削減系カーボン・クレジットの重要性」の末尾に、以下の追記を要望する。 「なお、移行期には、その時点における供給量等を踏まえて、6での整理のような多様な性質のクレジットを活用することも重要である」 (理由) 該当項にある「カーボン・クレジットを通じて、広く様々な主体による排出削減の取組にインセンティブを与え、社会全体の幅広い取組の中でより限界削減費用が低い取組から削減を進めるという経済合理性の観点も重要」であり、「カーボン・クレジットの購入者は、カーボン・クレジットの購入というかたちで、自ら以外の他者による削減事業に共同参画することができる」との記載に賛同するが、その観点から活用が重要と考えられるクレジットの分類は排出削減系以外にも、6で整理されているような多様な性質のクレジットの活用の視点もあるため、該当項の趣旨を踏まえると、様々なクレジットの活用についても記載しておくべきと考えるため。
101	移行期を踏まえ、幅広いクレジットを認める本レポートにおける取組の方向性と具体策に賛同いたします。 その中で【取組の方向性と具体策】における「カーボン・クレジットの多様性を踏まえた情報開示の推進」に関してコメントさせていただきます。 情報開示において、【透明性】のみでなく、外部ステークホルダーが確実に【追跡可能】で、クレジット発行者や活用者および外部ステークホルダーが【改竄できない状態】を確保しておくことも重要と思います。 理由は以下の2点です。  1) 移行期からカーボンニュートラルへ加速するためには幅広いカーボン・クレジットを活用することが必要ですが、きちんとその中身や時期、需給によって正しく価格決定され、移行期からカーボンニュートラルに向けて必要な取組（炭素除去等）へ移行させていくことが重要。  2) 二重カウントは確実に避けられるべきで、償却漏れや不平等が生じない状態を作ることが重要。  悪貨は良貨を駆逐するという言葉がある通り、額面が同じでも素性が不確実なクレジットが大量に出回ると、正当な投資や計測結果に基づいた事業者のクレジットが正当な価格で認められない結果を生み、事業者側のモチベーションを削ぐ結果となり、カーボンニュートラルから遠ざかる結果を生む可能性もあると思います。  そのような状態を避けるためには、運用が民間に任せられた段階でもクレジットを組成する Before/After の数値の正確さ、データの真正性、運用の透明性が担保されている必要があると思います。  国としては、悪貨の方が駆逐され、事業者の努力が正当に報われたうえで、カーボンニュートラルに資するクレジット制度となるよう、データに基づく正確さ・真正性・透明性を持ったクレジットの成立要件をルール化・制度化していただきたいと思います。  今後の取組として、上記を管理できるデジタルプラットフォームの構築も日本および世界で重要な取組と思われます。
102	P33「社会全体の幅広い取組の中でより限界削減費用が低い取組から削減を進めるという経済合理性の観点も重要」について これがもっとも重要な点です！（「も」では弱いです） いかえると、社会全体で「低コストな対策にシフト」するということであり、全体での排出削減を促進するものではありません。
103	P33「カーボンニュートラルに向けた移行期においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入、CCS、REDD+由来などの排出削減系のカーボン・クレジットも活用されることが重要」について カーボンクレジットのような市場メカニズムは、「いま高コストで実現の見込みが怪しいものを実現するためのメカニズム」という認識は、誤った認識です。再エネや省エネは該当すると言えるでしょう（再エネの一部はすでに「卒業」していると言えます＝クレジットなしに自立できます）。

- 「5. 我が国におけるカーボンニュートルに向けたカーボン・クレジット活用の意義」について（5.3. カーボン・クレジットの価格公示によるプライシング機能の重要性）

番号	パブリックコメント
104	<p>デリバティブの役割とその重要性</p> <p>本レポート案の「5.3. カーボン・クレジットの価格公示によるプライシング機能の重要性」で述べられている通り、カーボン・クレジットの価格シグナルが示されることは様々な側面で重要である。デリバティブ市場は、原資産の将来の情報の提供を通じて透明性を高める上でも重要な役割を果たし、長期的な削減目標に貢献することができる。先物市場は、排出量の将来のコストについて確実性を提供し、それにより企業がCO2排出削減技術への戦略的投資を計画することが可能となる。</p> <p>グローバルでも、政策立案において、排出削減プログラムの有効性を評価し、再生可能エネルギーへの投資促進や炭素集約度の低い燃料の使用といった望ましい成果を確保するために、カーボン・デリバティブの価格シグナルが参照されている。</p> <p>また、投資家は、カーボン・クレジットを参照するデリバティブ取引（以下、「カーボン・デリバティブ」という。）の価格シグナルを利用してポートフォリオの気候変動リスクを評価し、流動性プールにアクセスしてリスクを管理し、エネルギー転換の機会から利益を得るために資本を割り当てることができる。資産運用会社は、積極的に脱炭素化を進める企業に投資し、炭素集約的な企業を避けたいという関心の高まりに応え、カーボン・デリバティブを利用してポートフォリオを構築することができる。</p> <p>一般に取引されるカーボン・デリバティブには、先物、オプション等があるが、先物とオプションは、取引所で取引され、中央清算される標準化された商品である。取引所は、流動性を促進し、価格の透明性を提供し、取引の金融仲介者として機能する。</p> <p>一方、店頭デリバティブは、企業が特定のリスク管理ニーズに合わせて契約をより正確にカスタマイズすることが可能である。例えば、カーボン・クレジットのフォワード取引は取引所の先物と同じ構造を持つが、個社のニーズに合わせ、例えば先渡日等についてカスタマイズが可能である。フォワード取引は将来、一定額のカーボン・クレジットを購入または売却することを約束する契約であり、通常、現物を引渡すことにより決済される。</p> <p>スワップは、一般的に店頭デリバティブとして行われるが、一定期間、カーボン・クレジットまたはキャッシュフロー等の交換を約束する契約であり、通常、現物の引渡しではなく、現金決済によって決済される。</p> <p>上記のとおりカーボン・デリバティブには様々な種類の取引があり得るが、取引対象に着目すると、特定のカーボン・クレジットを参照する取引に加えて、カーボン・クレジットの市場価格に関する指数を参照する取引（かかる指数が利用可能な場合、差金決済によるものが想定される）がある。すなわち、カーボン・クレジットの取引市場が発展し、それに基づく指数が構築されれば、当該指数を参照する取引が可能になるという関係にある。このようなカーボン・クレジットの市場価格に関する指数の構築は、これを参照する金融取引のみならず、これをパフォーマンス指標とするファンドの組成にも不可欠であり、より幅広い市場参加者の参入をうながすことにつながり、結果としてさらなる市場の流動性の向上と、価格の透明性確保に資すると考えられる。本レポート案の注28でも示されているとおり、「カーボン・クレジットに係る先物商品の検討が進捗すれば、より長期の価格シグナルの発出にもつながりうる」のであり、かかる指標の構築はカーボン・クレジットの市場価格の変動に関するリスク管理の向上に資すると考えられる。</p> <p>本レポート案では先物商品の検討について言及されているが、スポットや先物、上場物や店頭商品に関する検討はいずれも相互に関連し得るものであって、立ち上げ時から総合的に行われる必要があると考える。</p> <p>本レポート案の5.3において、カーボン・クレジットの価格公示によるプライシング機能の重要性が示され、6.3.1では公示される価格についての検討の必要性が述べられているが、先物市場の構築を検討するのであれば、カーボン・クレジットを受渡適格とする現物決済の先物市場5を構築し、先物市場に十分な厚みがあることを前提として、先物価格に基づいて指数を構築することが選択肢の一つとして考えられる。</p> <p>5 CMEに上場されているGlobal Emissions Offset Futures (GEO、<a href="https://www.cmegroup.com/trading/energy/cbl-global-emissions-offset-futures.html">https://www.cmegroup.com/trading/energy/cbl-global-emissions-offset-futures.html</a>)が先行例として挙げられ、その仕組みは参考になると思われる。</p>
105	<p>本来は、ETSか炭素税という「ベースとなるカーボンプライシング」が価格シグナルを提供し、そのカバレッジの「外」でのその価格までの削減コストオプションとしてのカーボンクレジット活用という形で意味が出てくるものです。断じて、ETSや炭素税不要で、需要が明確でないなか、カーボンクレジットが価格シグナルを出す役割を担うものではありません。そのような認識も、きちんと持つておくべきだと思います。</p>

106	<p>アプリアリに根拠なしに「望ましい」と断定することに違和感を覚えます。本来の経済合理性を追求するという市場メカニズムの趣旨に反するロジックですので、これを主張するなら、より重要なクライテリアを示すべきでしょう。たとえば倫理的側面&gt;経済的側面 ということでしょうか？</p> <p>また「努力」はどの程度まで行うべきか？という点は、どのように判断するのでしょうか？</p>
-----	--

- 「6. カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」(6.1.1. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化) 全体を通じたご意見

番号	パブリックコメント
107	<p>カーボン・クレジットの活性化の取り組みを図る際に留意されたいことについて (P. 34 6.)</p> <p>「3.で整理した我が国のカーボン・クレジットの需給動向、4.で整理したカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題及び 5.で整理したカーボンニュートラルに向けたカーボン・クレジットの意義を踏まえれば、日本においても、カーボン・クレジットの需給両面での更なる活性化のための取組が必要となる。」との趣旨に賛同する。</p> <p>しかしながら、炭素税や義務的な排出量取引制度といった制度的なカーボンプライシングについては、産業・社会経済・国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、規制制度全体を含めたポリシーミックスを専門的・技術的な観点から包括的に検討する必要がある。カーボン・クレジットの活用促進を目的として、制度的なカーボンプライシング等を検討するのは、手段と目的が逆であるため、そのようなことが無いようにお願いしたい。</p>
108	<p>ミティゲーション・ヒエラルキーに基づき企業の排出削減をまず確保するべきである。</p> <p>◇該当箇所</p> <p>「6.1.1 カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化」(pp.34-40)</p> <p>◇意見</p> <p>カーボン・クレジットに対する需要の源は、国レベルもしくは企業レベルでの厳しい削減目標である。削減目標達成のために、様々な手段が欲しいから国や企業はカーボン・クレジットを買う。需要面での取組としてまず指摘するべきは、1.5度と整合するような国レベル・企業レベルでの削減目標があることであり、現状ではそれが不十分との認識が必要である。その削減目標に向けた諸々の取組みの中でどのように活用してよいのか、ダメなのかが論じられるべきである。</p> <p>政府は、そうした企業の取組みを確保する政策を実施する必要がある。特に、前述の取組みを法的強制力と価格シグナルで促進するカーボンプライシング、すなわち炭素税やキャップ&amp;トレード型の排出量取引制度(ETS)を早期に導入するべきである。</p> <p>加えて、企業の排出削減の優先順位である以下のミティゲーション・ヒエラルキーが意識されるべき点も指摘が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1.5度目標に合致した自社の目標達成に向けて、長期戦略及び短中期の戦略に従い、まず自社のスコープ1・2の排出削減を実施する。</li> <li>2) 自社のスコープ1・2での排出削減が十分に行われた後に、次いでスコープ3の排出削減を進める。</li> <li>3) 上述のスコープ1?3の排出削減努力が自社の目標達成に沿う形で十分に行なわれた上で、現時点でなお残存する排出量については、それに相当する規模で、高品質なカーボン・クレジットの購入や技術開発投資などを通じた自社のバリューチェーン外も含めての資金面の貢献でバランスをとる。</li> </ol> <p>このように、カーボン・クレジットの使用は自社のバリューチェーン内での排出削減に劣後して、あくまで補足的なものに留められるべきである。各企業は、上述のヒエラルキーに従い例えば、省エネの実施、再生可能エネルギーの最大限の利用、事業活動での電化の推進などに優先的に取り組み、自社のバリューチェーンからの排出を極力削減しなければならない。</p> <p>本レポート案では、上述のミティゲーション・ヒエラルキーに従って企業は排出削減の取組みを進めること、自社のバリューチェーンの排出削減を強く後押しするために炭素税やETSが必要であること、カーボン・クレジットの使用はそれらを補完する形で進められることを明示すべきである。</p>
109	<p>カーボン・クレジットの位置づけについて (P.34 6.1.1.)</p> <p>該当箇所について 5.1 で示されたカーボンニュートラルの定義反映が不十分と思われるため、例えば下記のように追記頂きたい。</p> <p>「6.1.1. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化</p> <p>●カーボン・クレジット活用の道筋明確化</p> <p>カーボン・クレジットには、様々な種類・性質を持つものが存在しており、それらのカーボン・クレジットについて、その種類・性質を踏まえた上で、事業者等による活用がなされることが重要である。特に、制度においては、国内カーボン・クレジットの活用を通じて、移行期における我が国の国内排出量の削減を促進しつつ吸収量・除去量の拡大を図ることで人為的排出と吸収・除去の均衡が釣り合っている状態としてのカーボンニュートラルという目標を実現することが重要であるため、我が国のカーボンニュートラルの実現に資するカーボン・クレジットであるかという観点で下記の四つの性質に整理ができる。」</p>

110	<p>P34「その種類・性質を踏まえた上」について</p> <p>種類や性質とは、(1)~(4)の分類という意味なのでしょうか？</p> <p>「どう踏まえればよいか?」「どういう危険性があるか?」というユーザーにとって非常に重要な点がまったく認識や説明がされていません。上で述べた「適切な活用」という点でも、とても重要な点のはずです。</p> <p>それが示されなければ、ユーザーとしてどう考えればよいか分かりません。</p> <p>ずっと「品質」の議論を避けてきた「ツケ」があると思います。</p> <p>信頼性の高い削減量の定量化という視点が非常に重要です。</p>
111	<p>P34「我が国の国内排出量の削減を促進」について</p> <p>カーボンクレジットはゼロサムなので、削減活動は促進しても「それだけ」では全体としての削減に寄与しません。Cap-and-Tradeにリンクさせるなら、より厳しいCAP水準設定に寄与できるという形での寄与はあり得ますが、</p>

- 「6. カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」(6.1.1. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化) カーボン・クレジットの性質に係る整理 (1) ~ (4) 及びカーボン・クレジットの活用方法に係る整理 (A) ~ (C) の分類について

番号	パブリックコメント
112	<p>NDC にカウントされないその他の海外ボランティアクレジットも、事業によって程度の差はあるもののグローバルにみた排出削減効果があるところ、IC-VCM などによる標準化を通じた金融商品化の動きも踏まえつつ、金融証券監督当局と連携して、財務会計、開示等の面で適切に位置付け、適正な価格形成を図るとともに、(NDC にはカウントできないもの) わが国・企業による貢献として何らかの形で対外的に示せるよう政府として定量的に把握することを提案します。</p> <p>また、これに関連し、クレジットを例外視するヒエラルキー・アプローチに過度にとらわれることなく、移行におけるクレジットの役割を積極的に評価し、公的な報告制度においてもオフセットを含めてクレジットを幅広く扱うことを提案します。</p>
113	<p>日本国内のカーボン・クレジットを原則とすることの意味：第6章「カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」で国外で創出されるカーボン・クレジットについて一応言及されていますが、本ペーパーでは基本的に日本国内におけるプロジェクトから創出されたカーボン・クレジットを優先的に考えているように見受けられます。おそらく、京都メカニズムにおける CDM の教訓からこのような議論が展開されているのではないかと推察いたします。確かに、ある程度のカーボン・クレジットの目標達成に対する制約を加えることは一般的ですし異論はございません。しかし、カーボン・プライシングがマーケットメカニズムに基づく地球温暖化ガス削減実施促進政策であること、local pollutants とは異なり地球温暖化ガスは地球上の何処の国や地域で削減しても効果は変わらないこと、及び日本企業における温暖化ガス削減のための限界費用が高いこと等を考えました場合、国内産のカーボン・クレジットに限定することは合理性の点で更なる議論が必要かと思えます。また、欧州を始め Carbon Border Adjustment Mechanism 等が今後を実施される予定であることを考えれば、対象本邦企業の経済的合理的な選択の幅を狭めすぎることは、日本の輸出産業の国際競争力の低下或いは国際的なバリューチェーンへの参画への障害につながるのではないかと思います。更に、途上国、特に ASEAN 各国は NDC の温暖化ガス削減目標達成の手段として日本を始め各国からの投資誘致を期待していることに加えて、国内カーボンマーケット制度の導入実施(インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ等)も準備しているところ、これらの動きにカーボンマーケットのリンキングや制度設立支援等を通じて積極的に対応していくことも、中長期的に日本のこれら諸外国との経済社会活動の緊密化及び日本の持続的な経済成長に資するかと思われませんが、如何でしょうか。</p>
114	<p>6.1：需要面での取組：</p> <p>⇒クレジットの4つの分類(1)~(4)について：</p> <p>「(3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランティアクレジット」の要件を満たすクレジットについては如何にして、それを証明するかの方法については取り決めが必要と理解するので、その点を脚注に追加しては如何か。</p> <p>⇒クレジット活用法 A) ~ C) の整理について：</p> <p>B) GX リーグや国や自治体による公共調達や民間調達に於ける環境負荷低減評価：</p> <p>(4)に整理されるクレジットが「民間調達における」環境負荷低減評価に使用されることまで制限する表現は避けるべき( (4)に整理されるクレジットであっても普及に必要な需要を確保することは重要)。又、(1)から(3)に分類されるクレジットの数量確保が困難なことも予想される為、少なくとも移行期間に於いては、(4)に整理されるクレジットを積極的に活用可とすべきと考える。</p> <p>図 11 の上部の段落に記載ある、民間事業者等の自主的な活用の際の情報開示に関し、「あくまで後述のカーボン・クレジットを活用する際の情報開示が正しく実施されているという前提で」とあるが、情報開示内容や度合いについてはステークホルダーの評価に拠ることに鑑み、制約的な「前提」という文言を変更することが望ましいと考える。下記にて修正頂くのは如何か。</p> <p>※修正案：「また、国や自治体による制度によらない民間事業者等の自主的な活用(金融機関等への開示や、市場へのオフセット製品やサービスの提供等)については、自主的な判断をベースとした幅広いカーボン・クレジットの活用が認められるべきであり、使い手にとって分かりやすいガイドラインが設定されることが期待される。」</p>
115	<p>我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジットの具体例追記</p> <p>P34「我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット」の具体例に「グリーン電力・熱証書(グリーンエネルギーCO2削減相当量認証済)」を追記</p>

	<p>して頂きたい。当該証書の削減価値を国が確認したグリーン電力・熱証書については、日本の NDC 達成に資する CO2 削減価値を有し、SHK 制度での報告も認められていることから、本項にも例示するべきである。</p>
116	<p>相当調整がなされたボランタリークレジットの活用について (P34 下部注記 30)</p> <p>我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジットの注記 30 で、パリ協定 6 条 2 項のルールに従って相当調整がなされたボランタリークレジットの日本の NDC への活用可能性について言及されている。当該整理は、多様なボランタリークレジットの一番の差別化要因であり、当該手続きが国の事務作業を経るものでもあろうことから、クレジットの流通面において、当該手続き状況を広く公開し、当該クレジットを必要とする企業が公平に取得できるように、引き続き検討をお願いしたい。</p> <p>また、今回レポートに示された国内におけるボランタリークレジットの評価ならびに取り扱いと、海外でのボランタリークレジットの評価や取り扱いについて、国内・国際イニシアティブでのボランタリークレジットの評価の大きな差、ダブルスタンダードにより日本企業が混乱することのないよう、引き続きご検討をお願いしたい。</p>
117	<p>我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット (P.35 (3))</p> <p>具体例として『「日本企業がカーボン・クレジットの長期オフテイク契約を結ぶプロジェクト」(特に吸収・除去系の国内クレジット流通量の増加に貢献するプロジェクトなど)』との記載があるが、括弧内の炭素吸収・除去系クレジットは、前段「(1) 我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット」および「(2) Jクレジット制度によらない国内の炭素吸収・除去系ボランタリークレジット」で全て包含されると考えられることから、ここに記載する必要はないものと考えられるため削除頂きたい。そのうえで、どのような「長期オフテイク契約」が「我が国の経済と環境の好循環に資する」と想定されているのか、具体例を記載頂きたい。</p>
118	<p>該当頁：34 頁</p> <p>該当箇所：6.1.1. (1) わが国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット</p> <p>意見</p> <p>脚注 30 において、「JCM 以外のパリ協定 6 条 2 項ルールに従って相当調整がなされたボランタリークレジット (中略) についても、JCM と同様に日本の NDC への活用を行うのかといった論点についても、今後検討を行うべきである」とされているが、第 1 回カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会の資料 5 (18 頁) では、「国際移転の調整 (相当調整) がされたものについては、我が国の NDC にも反映される」と記載されており、内容として後退している印象を受けることから、脚注ではなく、本文中に「相当調整がされたボランタリークレジットについても、我が国の NDC への活用に向けて検討を行うべきである」と記載いただきたい。</p>
119	<p>該当頁：35 頁</p> <p>該当箇所：6.1.1. (3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット</p> <p>意見</p> <p>本項の「具体例」に関し、「日本企業がカーボン・クレジットの長期オフテイク契約を結ぶプロジェクト (特に吸収・除去系の国内クレジット流通量の増加に貢献するプロジェクトなど)」と記載されているが、「5.2.」(33 頁) では、「カーボンニュートラル移行期における排出削減系カーボン・クレジットの重要性」を指摘いただいており、「排出削減系カーボン・クレジット」の活用も重要である。</p> <p>・この点、本項において「特に吸収除去系の国内クレジット流通量の増加に貢献するプロジェクト」と例示されることにより、「吸収除去系」と比べて「排出削減系」のカーボン・クレジットが「我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット」として適切でないと誤解を与える懸念があることから、当該記述を削除いただきたい。</p>
120	<p>該当頁：34-36 頁</p> <p>該当箇所：6.1.1.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化</p> <p>意見</p> <p>現在、TSVCM において、カーボン・クレジットの適格性基準の検討が進められている。本項の「(1)」-「(4)」の分類に関し、カーボン・クレジットの品質の高さの問題が潜在的に分類に影響を与えていると考えられるものの、どのように影響しているのか不明確であるので、説明をいただきたい。</p>



121	<p>該当頁：34-36 頁</p> <p>該当箇所：6.1.1.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化</p> <p>図 11 国内制度におけるカーボン・クレジット活用のイメージ</p> <p>B) の段落</p> <p>本項において、カーボン・クレジットの種類を次のとおり分類し、36 頁「B)」において、「(4) に整理されるようなクレジットについては、上記のより広い視点での評価軸に照らしても、同様の活用を認めるべきではない」として、GX リーグにおける自主的な取引を「(1)～「(3)」に分類されるカーボン・クレジットに限定しているが、少なくとも「(4)」のうち「世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット」については、GX リーグにおける自主的な取引の対象として整理いただきたい。</p> <p>(1) 我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット</p> <p>(2) J-クレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット</p> <p>(3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット</p> <p>(4) 世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット</p> <p>J-クレジットや JCM 等、わが国内の制度にもとづくカーボン・クレジットのみでは、今後想定される国内需要の拡大に供給が追いつかず価格が高騰する懸念もあり、カーボン・クレジット市場の健全な育成の観点および世界全体のカーボンニュートラルの実現という観点からも、海外由来のカーボン・クレジットであっても、GX リーグの取引対象として活用すべきである。</p> <p>なお、「(3) 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット」の「具体例」に関し、例えば「新規技術等に対する先行投資型プロジェクト」や、「日本のエネルギーバランスの高度化への貢献があるプロジェクト」等とあるが、これらの判断は、需要家には難しいことから、「(3)」と「(4)」の区別の必要性、妥当性を含めて、判断基準の明確化をお願いしたい。</p>
122	<p>●P34「6.1.1.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化」の「●カーボン・クレジット活用の道筋明確化」の項の末尾に、以下の追記を要望する。</p> <p>「なお、移行期におけるカーボン・クレジットの性質とその供給量を踏まえて、各制度における判断の上で、活用できる期間や量に制限を設けつつ、活用できるクレジットの範囲を広げることが否定するものではない」</p> <p>(理由)</p> <p>業界ヒアリングでもあった通り、現状では創出量が限定的なカーボン・クレジットが存在することから、(A) や (B) のような制度においては、クレジットの活用が制限され、民間事業者の排出削減に向けた取組みが進まないおそれがある。移行期における各クレジットの供給量等を考慮した多様なクレジットの活用について、制度の趣旨に照らしつつ、時限的な措置などを前提として認められれば、足下から民間事業者のクレジット活用を促進するとともに、予見可能性を持った形で、より望ましい形でクレジット活用に中長期的に移行していくことができ、2030 年の NDC 達成にも貢献すると考えるため。</p>
123	<p>●P36 B) および C) について、以下の通り修正を要望する。</p> <p>B) に記載の「GX リーグ」を「GX リーグの自主的な排出量取引」とする。</p> <p>B) に記載の「公共調達や民間調達における」を「公共調達における」とする。</p> <p>C) に記載の「温対法における排出量算定・報告・公表制度の任意報告における記載等のように」を「温対法における排出量算定・報告・公表制度の任意報告における記載や GX リーグにおける事業者の自主的な取組みの開示・評価等のように」とする。</p> <p>(理由)</p> <p>B) に記載の「GX リーグ」については、P40 注記 34 において、自主的な判断をベースとしたカーボン・クレジットの活用が認められるべきである、との記載があることから、GX リーグ全体で (4) のクレジット活用が否定されるものではなく、あくまで「GX リーグの排出量取引」における活用可否の整理であると理解している。一方、現状の記載では GX リーグにおける全ての内容に対する整理であると誤解を招くおそれがあり、本修正によって文意を明確化するため。また「民間調達」については、調達する民間事業者は、必ずしも国内のみで事業活動をしているとは限らず、その調達において「海外における排出量削減」を求めることも想定されるため、(4) を活用できるクレジットに含めないことは適当ではないため。</p>

124	<p>●P36 図 11 について、以下の通り、修正を要望する。</p> <p>(B) に記載の「・民間調達」の削除</p> <p>(B) に記載の「GX リーグにおける自主的な取引」を「GX リーグにおける自主的な排出量取引」とする</p> <p>(C) に「GX リーグにおける事業者の自主的な取組の開示・評価」を追記する</p> <p>「※民間事業者の自主的な活用については、情報開示を前提として」の記載を「※民間事業者の自主的な活用については、適切な情報開示が求められることを踏まえて」とする</p> <p>(理由)</p> <p>図 11 はカーボン・クレジット・レポート（概要）にも記載されており、P30 の需要面での課題にも記載されていた通り、国内制度におけるカーボン・クレジットの取扱いの整理として、カーボン・クレジットを活用する多くの企業が参照することとなると考えられる。したがって、P35?36 に記載の内容を、可能な限り正確に記載する必要があるため。</p>
125	<p>1. &lt;p35-A)の上部&gt;活用方法の整理の記載について</p> <p>クレジット種別には国の制度により創出されるクレジット（J-クレジット等）のほか、DACCS やブルーカーボン、国内外ボランティアクレジットなど様々存在する。我が国の NDC 達成のためには国内排出削減は当然重要であるものの、カーボンニュートラルの実現に向けては一足飛びではなくまずトランジション期の取組みが重要であることと同様に、カーボン・クレジットも一足飛びに活用を促したり供給量を増やしたりすることはできない。移行期においては、供給量や価格等の面からも多様なクレジットを活用していくことが必要であるため、以下の修正が必要と考える。（『』内が追記箇所）</p> <p><b>【現行案】</b></p> <p>このとき、これらのクレジットを国内制度において評価する際には、上記の分類ごとに、下記のような活用方法の整理がなされるべきである。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>このとき、これらのクレジットを国内制度において評価する際には、上記の分類ごとに下記のような活用方法『が将来に向けたあるべき姿とされる。なお、移行期における扱いは、その時々供給量や各制度の趣旨・目的等に応じて、多様な性質のクレジットの活用の検討が重要である。』</p> <p>2. &lt;p36-B)&gt;GX リーグ及び民間調達の記載について</p> <p>GX リーグや民間調達において、p35 の(4)に整理されるようなクレジットの活用も含めて企業の自主的な取組を評価する側面もあり、同クレジットが p36 の C)に整理される場合もあると考えられる。現行の B)の記載では、全ての場合において p35 の(4)に整理されるようなクレジットを活用できないように読めてしまうことで、本レポートの読み手に誤解を与える可能性があるため、以下の修正が必要と考える。（『』内が追記箇所）</p> <p><b>【現行案】</b></p> <p>B)経済産業省が基本構想を発表した GX リーグや、国や自治体による公共調達や民間調達における環境負荷低減評価といった、（後略）</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>B)経済産業省が基本構想を発表した GX リーグ『における自主的な排出量取引』や、国や自治体による『公共調達における』環境負荷低減評価といった、（後略）</p> <p>3. &lt;p36-C)&gt;企業の自主的な取組例の記載について</p> <p>p36 の図 11(B)や p39?40 の記載（脚注 34 を含む）を踏まえると、自主的な排出量取引以外においては p35 の(4)に整理された企業の自主的なカーボン・クレジットの活用が認められるものと認識している。また、2. のコメントの通り、民間調達における環境負荷低減評価においても、(4)に整理された企業の自主的なカーボン・クレジットの活用が認められるものと認識している。しかし、p36 の B)、C)の記載では自主的な排出量取引以外にも含めた GX リーグ全体の取り組みや民間調達における環境負荷低減評価において p35 の(4)に整理された企業の自主的なカーボン・クレジットの活用を否定しているように見えかねない。したがって、以下の修正が必要と考える。（『』内が変更箇所）</p> <p><b>【現行案】</b></p> <p>C)温対法における排出量算定・報告・公表制度の任意報告における記載等のように、</p>

【修正案】

C) 温対法における排出量算定・報告・公表制度の任意報告における記載『や GX リーグの国内直接排出削減に限定されない世界全体のカーボンニュートラル実現に向けた取組の評価、民間調達における環境負荷低減評価』等のように、

4. <p36-中央(図 11 の上部)> 企業の自主的な活用の前提に関する記載について

企業の自主的なカーボン・クレジットの活用については、ステークホルダーのニーズや透明性向上の観点からも情報開示が正しく実施されることが望ましいと考えている。しかし、情報開示の「正しさ」の評価手法に関する統一的な見解は確立していない。また p41-6.1.2 の中央には「…その情報を開示することが望ましい。」と記載されている。情報開示の重要性をメッセージとしつつ、企業の自主的なクレジットの活用を促し、クレジット市場の取引の活性化を通じて日本全体としても排出量削減への取組を加速させ、また本文中の記載との整合を図ることも踏まえて、以下の修正が必要と考える。(『内が変更箇所])

【現行案】

また、国や自治体による制度によらない民間事業者等の自主的な活用（金融機関等への開示や、市場へのオフセット製品やサービスの提供等）については、あくまで後述のカーボン・クレジットを活用する際の情報開示が正しく実施されているという前提で、自主的な判断をベースとした幅広いカーボン・クレジットの活用が認められるべきである。

【修正案】

また、国や自治体による制度によらない民間事業者等の自主的な活用（金融機関等への開示や、市場へのオフセット製品やサービスの提供等）については、『後述のカーボン・クレジットを活用する際の情報開示を行いつつ』、自主的な判断をベースとした幅広いカーボン・クレジットの活用が認められるべきである。

5. <p36-図 11 の(B)>・<概要資料図 1 の(B)> 民間調達及び GX リーグの記載について

2. のコメントを踏まえて、また記載の明確化のため、以下の修正が必要と考える。(『内が変更箇所])

【現行案】

公共調達・民間調達の環境評価、GX リーグにおける自主的な取引

【修正案】

『公共調達』の環境評価、GX リーグにおける自主的な『排出量』取引

6. <p36-図 11 の(C)>・<概要資料図 1 の(C)> GX リーグに関する記載について

「経済産業省が基本構想を発表した GX リーグ」の記載について、p36 (B) や p39 ? 40 の記載（脚注 34 を含む）を踏まえると、GX リーグのうち「自主的な排出量取引」（国内直接排出）は図 11 の(B)、自主的な排出量取引以外の GX リーグ全体の取組みは(C)に含まれると認識している。図 11 の(C)の右側に補足の記載はあるものの、図 11 の(B)に「GX リーグ」の記載があることにより、自主的な排出量取引以外も含めた GX リーグ全体において p35 の(4)に整理された企業の自主的なカーボン・クレジットの活用を否定しているように見えかねないため、以下の修正が必要と考える。

【修正案】

図 11 の(C)に『GX リーグにおける自主的な排出量取引以外の取組』を追記。

7. <p36-図 11(C)の右側>・<概要資料図 1(C)の右側> 民間事業者の自主的な活用に関する記載について

4. のコメントを踏まえて、以下の修正が必要と考える。(『内が変更箇所])

【現行案】

※民間事業者の自主的な活用については、情報開示を前提として、(後略)

【修正案】

※民間事業者の自主的な活用については、情報開示『を行いつつ』、(後略)

	<p>8. &lt;p36-図 11 の補足&gt;・&lt;概要資料図 1 の補足&gt;時間軸の考え方について</p> <p>1 のコメントを踏まえて、以下の修正が必要と考える。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>図 11 及び概要資料図 1 の補足に『移行期における扱いは、その時々の供給量や各制度の趣旨・目的等に応じて、多様な性質のクレジットの活用の検討が重要である。』を追記。</p>
126	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2050 年カーボンニュートラルを目指すなら、クレジットの利用は NDC に紐づけておくべきではないか。Compliance の世界と Reputation の世界を混ぜこぜにしてはならないというのが原則論と考える。本レポートの内容は概ねこの考えに沿っており、現状問題ないと考える。</li> <li>・NDCs に貢献できるクレジット（Jクレ・JCM 等）を優先したいとの政府の考えは十分理解できる。しかし、一方で、まずは足元からピュアにクレジット市場の流動性を高めるという観点から相当調整なし海外ボランティアクレジットの取扱を促進するような施策があっても良いのではないかとと思われる。</li> <li>・クレジット活用にあたっては NDC への貢献が重要である。日本の NDC に貢献するためには事業国における相当調整が必要である。しかし、相当調整がないクレジットはホスト国の NDC に貢献しており、環境価値がないわけというわけではない。環境価値は正当に評価されるべきであり、使い方次第である。本レポートはそのような考えに基づいているようであり、支持できる。もっと明確に記載されるべきである。</li> <li>・クレジットを企業のオフセットと NDC 達成に同時に使っても二重カウントにならないというのは企業にとって重要であり、本レポートの考えは支持できる。</li> <li>・日本市場がガラパゴス化しないよう、海外市場との連携は是非行って頂きたい。</li> </ul>
127	<p>クレジット活用における移行期間の考え方について</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>P35、P36 図 11</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本レポートの脱炭素社会におけるクレジット活用のあるべき姿を整理された内容に賛同します。</li> <li>・カーボンニュートラルの実現に向けては、企業等の各主体は、レジリエンス等にも配慮しつつ、ヒエラルキーアプローチに基づき省エネや調達エネルギーの低・脱炭素化に取り組むとともに、削減困難な排出に対してクレジットの活用を通じて脱炭素への投資を促すことが重要と考えます。</li> <li>・とりわけ熱の脱炭素化は足元で選択可能な手段が限られており、クレジットも戦略的に活用しながら、水素・メタネーション等の脱炭素燃料や、吸収・除去技術等の技術開発、社会実装に繋げる視点が重要です。</li> <li>・一方でカーボン・クレジットに目を向けると、足元では J クレジット・JCM 等の NDC 達成に資するクレジットは流通量が限定的であり、また、6.1.1 の整理における（2）、（3）のクレジットも今後増えていくものと認識しています。</li> <li>・上記を踏まえれば、足元ではヒエラルキーアプローチや品質など一定の規律が担保されたボランティアクレジットの活用も含め、各制度の趣旨や目的に合わせながら柔軟に評価することで、各主体の低・脱炭素化への取組み意識を向上させ、その後に増加が見込まれる J クレジット・JCM 等への移行、さらには将来の脱炭素化技術の開発加速に繋げるといった、トランジションの考え方が重要と考えます。</li> <li>・カーボン・クレジット活用に関しても、足下の流通量等の課題や国際動向、カーボン・クレジット市況などの世の中の状況に応じて柔軟に評価を行うことが必要であり、以下の通り修正を提案いたします。</li> </ul> <p><b>【修正案】 P35</b></p> <p>(原案)</p> <p>このとき、これらのクレジットを国内制度において評価する際には、上記の分類ごとに、下記のような活用方法の整理がなされるべきである。</p> <p>(修正案：『』部分を追記)</p> <p>このとき、これらのクレジットを国内制度において評価する際には、上記の分類ごとに、下記のような活用方法の整理がなされる『ことが望ましい』。『但し、足元では各種クレジットについて流通量が少ない等の課題があること、国際的なカーボン・クレジットに係る議論が変化していることを踏まえ、中長期のカーボン・クレジット市場拡大の観点や市況、国際議論に応じるためのトランジションの考え方を含めた柔軟性の確保に留意する。』</p>

	<p>【修正案】 P36 図 11</p> <p>(図中に補足を追記) ※各制度の趣旨や目的、カーボン・クレジットに係る国際議論や市況に応じて柔軟な検討が必要。</p>
128	<p>民間調達における活用について</p> <p>【該当箇所】</p> <p>P36 B)</p> <p>P36 図 11</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間における環境負荷低減に向けた調達は、まさに民間事業者の自主的な活用になると考えられ、P36 中段の記載の通り、情報開示を前提として、(4) のクレジットまで含めて、自主的な判断をベースとして活用が認められるべきものと考えます。</li> <li>・現状の記載は、公共調達と民間調達が並列に記載されているため、以下修正が必要と考えます。</li> </ul> <p>【修正案】 P36 B)</p> <p>(原案)</p> <p>経済産業省が基本構想を発表した GX リーグ や、国や自治体による公共調達や民間調達における環境負荷低減評価といった、(以下略)</p> <p>(修正案：一部削除し『』を追記)</p> <p>経済産業省が基本構想を発表した GX リーグ や、国や自治体による公共調達『において』、(以下略)</p> <p>【修正案】 P36 図 11 (B)</p> <p>(原案)</p> <p>公共調達・民間調達の環境評価</p> <p>(修正案：一部削除)</p> <p>公共調達の環境評価</p>
129	<p>1. 意見対象箇所</p> <p>6.1.1.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化</p> <p>2. 意見の概要</p> <p>Jクレジット制度によらないが NDC の達成に資する排出削減系クレジットの位置付けについて、カーボン・クレジット・レポートにて言及されるべきである。</p> <p>具体的には、「(1) 我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット」の具体例に追記されるか、もしくは、分類として追加 (例：(1') Jクレジット制度によらないが NDC の達成に資する排出削減系クレジット) されることが望ましい。</p> <p>3. 意見の理由</p> <p>プラスチック製品における植物由来素材への転換、RC 建築物の木造への転換など、素材代替による (ライフサイクル全体での) 排出削減は、インベントリに反映される取組であるものの、方法論が確立されておらず Jクレジットでは認められていない。一方で、素材代替による排出削減のボランタリークレジット市場が形成され低炭素素材への代替が促されることは、我が国の NDC 達成に向けた排出削減に直結する。</p> <p>NDC に貢献する意味においては、「(1) 我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット」の中の一つとして位置づけることも考えられる。一方で、排出削減系のボランタリークレジットは、温対法の報告における排出量調整には活用が出来ないと思われるため、新たに分類を追加 (例：(1') Jクレジット制度によらないが NDC の達成に資する排出削減系クレジット) することも考えられる。</p>
130	<p>(1) 我が国の NDC の達成に資する カーボン・クレジットについて</p> <p>「排出削減への寄与」という点で、NDC 達成にどのようにして寄与できるのか、ロジカルな説明が必要だと思います。説明がずっと避けられてきましたが、けっして自明なことではありません。</p>

131	<p>P34「(1) 我が国のNDCの達成に資するカーボン・クレジットについて」における「国内で実施された」について</p> <p>クレジット購入者は、みずからの排出量をオフセットさせるために購入するためゼロサムのはずです。</p> <p>NDCに使うと言うことは、日本をひとつの主体とすると、自分の削減量をクレジット化して、それを使ってさらに自らの削減に充てることを意味する。これが明らかにおかしいことです(二重計上です)。</p> <p>自分の削減量をクレジット化して自分の排出量のオフセットに使えるなら、50%削減したなら、それをクレジットとして、残った50%をオフセットして、排出ゼロにできることになります。これは明らかに二重計上です。</p>
132	<p>P34「(2) J-クレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット」における「将来における我が国のカーボンニュートラル実現に資するカーボン・クレジットとして整理できる」について</p> <p>これは、国内であるという点を除いても、インベントリーのカバレッジの国際的定義変更を行う交渉を行う予定があるということの意味しているのでしょうか？CCSならそこまでは必要ないかもしれませんが、ブルーカーボンはかなりバリアが高いはず(さらにはpermanencyというやっかいな課題をクリアする必要があります)。</p>
133	<p>P35「(4) 世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット」における「その国における排出量削減を通して、世界全体での排出量の削減に貢献する」について</p> <p>「相当調整」の議論にみられるように、オフセットに使用されるなら排出削減にはなりません(オフセットしなければ目標達成をしないという前提があるなら別ですが、そのような前提で考えられているのでしょうか?)。</p> <p>同様の活動がクレジット化されずに普及する効果を期待するということならわかります。</p>
134	<p>P35「(4) 世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット」における「日常生活における低炭素クレジット」について</p> <p>これは何でしょう？需要サイドの話なのか、供給サイドの話なのかよくわかりません。</p>
135	<p>P36「それぞれの制度の目的を踏まえた上で、活用が認められるべきである」について</p> <p>カーボンクレジットには、1トン分のクレジットが、1トン分の排出のオフセットを担保できること…という「大前提」があります。この「大前提」をないがしろにしてまで、経済と環境との好循環というような「別目的」のためにクレジット活用を「認めるべき」ということが、日本政府の認識なのでしょうか？</p> <p>この文章はそうに理解できます。もしそうでないなら、その点を明確化すべきだと思います(どのように大前提を確保するのか？も説明も必要です)。</p>

- 「6. カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」(6.1.1. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化) 既存の個別制度について

番号	パブリックコメント
136	<p>安易なオフセットを認めるべきではない。</p> <p>◇該当箇所</p> <p>「(ア) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (SHK 制度)」(pp. 37-38)、「(イ) 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」(p. 38)、「(ウ) カーボンニュートラルポート (CNP)」(p. 39)、「6.1.2. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進」(pp. 41-42)、「6.2.3. カーボン・クレジットを活用した製品・サービス・イベントによる行動変容の促進」(p. 44)</p> <p>◇意見</p> <p>今回のレポート案では、個別制度でのカーボン・クレジット活用の方向性としてオフセットの実施や、その際の情報開示のあり方が提案されている。しかし、企業の気候変動対策としてオフセットには大きな問題があることに鑑みると、それを安易に認めることは妥当ではない。</p> <p>京都議定書以降、オフセットには様々な批判があり、少なくともプロジェクトの質は確保し、既存の削減目標に対してプラスマイナスゼロの効果しかもたらさないオフセットからは卒業すべきとの論調が強くなっている。このため、国際的なイニシアティブではオフセットという言葉自体の使用を極力避けようという風潮があることにも留意すべきである。</p> <p>まず、カーボン・クレジットによるオフセットが可能な場合、本来必要な実際の排出削減が滞ることが問題である。企業は安価なカーボン・クレジットを購入すれば目標達成のための排出削減が可能となり、当該企業のバリューチェーンからの排出削減に取り組むインセンティブを削ぐ。</p> <p>同時に、カーボン・クレジットにはベースライン設定の難しさ等で実際の削減より過大に発行されるリスクも存在する。そうした低質なカーボン・クレジットが使用されると、実質的な排出削減に全く貢献できない。更に、カーボン・クレジットの安易な活用が続くと、社会全体として温室効果ガスを大量に排出する産業構造が長期に固定化することも懸念される。</p> <p>また、オフセットでステークホルダーや社会に誤解を与えうる点も問題である。実際には当該企業からの排出は継続中にもかかわらず、あたかも現時点で既に排出がゼロ、又は 1.5 度目標の達成に向けた経路の途上かのような認識を与えかねない。この場合、実際の排出削減が不十分な企業へのプレッシャーが弱まるほか、適切に自社の排出削減に努める企業のモチベーションも削ぐ。</p> <p>以上のように、安易にオフセットを認めることは、パリ協定の掲げる 1.5 度目標の達成に全く貢献しない。それにもかかわらず、オフセットを企業に認めてのカーボン・クレジットの活用は、2050 年にカーボンニュートラルの達成、2030 年に 2013 年比で温室効果ガス排出量を 46%削減し更に 50%の高みを目指す日本の NDC にそぐわない政策である。</p>
137	<p>本レポート P.38 に「2022 年 2 月の第 62 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会においては、電力需要家が非化石証書を直接調達した場合の活用対象は、小売電気事業者から供給された系統由来の電気としてはどうかという方針案が示されたところ、本レポートの証書における考え方も整合的であるため、その方向性で検討を進めるべきである」とありますが、電力購入契約 (PPA) 等を通じて再エネ発電事業者から需要家へ直接供給する仕組みが検討されている中で、非化石証書の活用対象を小売電気事業者から供給された電源に限定することは、再エネ導入拡大に向けた電力需要家による創意工夫を制約してしまう恐れがあると考えます。海外の電力市場においては、PPA や卸電力市場を活用した電力調達は、需要家がリスクを制御しつつ再エネ調達を推進するための重要な手段となっており、これら調達手段の普及は日本における再エネ導入拡大に大きく貢献するものです。</p> <p>また、2022 年 2 月の第 62 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会では、2021 年度から電力需要家が直接調達することが可能となった FIT 証書の活用対象について検討されており、今後電力需要家が直接調達することを可能とする方向で検討されている非 FIT 証書の扱いについては未検討であると理解しています。特に、活用対象を小売電気事業者から供給された系統由来の電気とすることの根拠とされている、「FIT 証書のゼロエミ価値は、小売供給されている電気を通じて需要家により負担されている FIT 賦課金により支えられた電源から生み出されている (第 62 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 資料 5 P.23)」という点は、非 FIT 非化石証書について必ずしも該当するものではありません。本レポート P.38 第 1 段落の記述内容は、電力需要家が FIT 非化石証書を直接調達した場合に限定することが望ましいと考えます。</p>

138	<p>ガスのメニュー別排出係数導入について</p> <p>P38 で記載されている、都市ガスのメニュー別排出係数適用は早急に実現して頂きたい。東京電力エナジーパートナーでは、都市ガス消費需要家の CO2 削減ニーズに答えるため、日本の NDC 削減に貢献するグリーン熱証書により都市ガス CO2 排出量をオフセットした「TEPCO グリーン+ガス」メニューを販売している。温対法報告における「都市ガスメニュー別排出係数導入」は、需要家の熱分野の CO2 削減手段認知向上に大きく貢献するため、早急に導入すべきである。</p>
139	<p>SHK 制度で活用可能なクレジットについて (P.35 A)、P.37 (ア))</p> <p>P.35 の「A) 温対法における排出量算定・報告・公表制度 (SHK 制度) のように、… (1) に該当するようなカーボン・クレジットの活用が認められるべきであるが、(2) ? (4) に整理されるようなカーボン・クレジットについては、(1) と比較した際、必ずしも国内の排出量への影響を正確に示していないことから、同様の活用を認めるべきではない」とある通り、SHK 制度で活用可能とするクレジットについて「(1) 我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット」に限るとする整理に賛同する。</p>
140	<p>●P38 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の検討の方向性についての記載において、下記の記載について賛同する。</p> <p>「SHK 制度における活用の拡大は、クレジット需要の増加、ひいては中小企業等のクレジット創出のインセンティブ付け、CO2 削減の取組促進に繋がることも考えられることから、電力の排出係数と同様に、ガスや熱 (蒸気や温水・冷水) の使用に伴う排出量の算定についても、供給事業者別の排出係数導入や調整後排出係数・メニュー別排出係数を含め、係数調整へのクレジットの活用の可能性も含めた検討を進めていくべきである」</p> <p>(理由)</p> <p>既にガスや熱の分野においても、バイオマスやクレジットの活用による低・脱炭素エネルギーの需要家ニーズは存在している。今後、需要家がカーボンニュートラルを目指す上で、さらにそのニーズが高まっていくものと考えられ、燃料や熱の分野での低・脱炭素化手段を措置しておく必要がある。よって、SHK 制度においてクレジットをガスや熱の排出係数の調整に活用し、そうしたサービス・商品を提供することはカーボンニュートラルに向けた取組みを後押しするという意義があるため。</p>
141	<p>検討を行うに際しては、まず「SHK 制度において需要家がクレジットを用いるインセンティブとは何か？」を確認すべきだと考えます。そして、その適切性を議論した上で、内容検討すべきだと思います。排出量が少なく見える…というだけなのでしょうか？</p>
142	<p>P37「電力需要家が調達した非化石証書の取扱いは、証書の電力量×全国平均係数で算出した CO2 量を、他者から供給された電気に由来する CO2 排出量から控除する方針案が示された」について</p> <p>最終的に、どのような扱い方になったのでしょうか？この方針案は認められたのでしょうか？</p>
143	<p>GX リーグや国・自治体による公共調達や民間調達におけるクレジットの活用 (P.36 B))</p> <p>(1) ? (3) のクレジットについて、「それぞれの制度の目的を踏まえた上で、活用が認められるべきである」との整理に賛同する。活用にあたっては、それぞれに分類されるクレジットの価値が異なることに配慮した、評価の在り方が検討されるべきである。</p> <p>その上で、各制度の目的に照らし、分類下でもさらに細分化して検討がされる必要があると考えられるため、その旨を記載頂きたい。(例えば、GX リーグでは活用できるクレジットを今後のルールメイキングの中で決めるとされており、上記のような検討がされるものとする)</p> <p>また、(4) のクレジットについて、「より広い観点での評価軸に照らしても、同様の活用を認めるべきではない」に賛同する。</p>
144	<p>GX リーグにおける活用への評価について</p> <p>【該当箇所】</p> <p>P36 B)、P36 図 11、P39? P40 (エ)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の経済と環境の好循環に資するとして、(3) のクレジットを広く評価する方向性について賛同します。</li> <li>・他方で、(3) のクレジットは流通量の拡大に一定の時間を要してしまうと考えられます。</li> <li>・そのため、一定の規律やアカウンタビリティが確保された (4) についても、GX リーグの民間における取組においては広く評価されていくことが望ましいと考えます。</li> </ul>



	<p>【確認】</p> <p>・P36-B)、P36 図 11、P39? P40 (エ)において、GX リーグにおける自主的な排出量取引におけるクレジット活用の方向性が示されていますが、ここは、GX リーグにおいて直接排出(国内分)に関して自主的なクレジット取引を行う際の方向性であるとの認識で相違ないでしょうか。</p> <p>・また、GX リーグ参加企業は CN に整合する 2030 年の排出量削減目標を自主的に掲げ、取組を推進していくことも求められていますが、それらの取組は、P40 下部の注釈 34 の「自主的な排出量取引以外の取組」に該当し、制度によらない民間事業者の自主的な活用の一つとして、自主的な判断をベースとしたカーボン・クレジットの活用が認められるべきである、という方向性で相違ないでしょうか。</p>
145	<p>6.1.1.B) GX リーグ等の取組におけるカーボン・クレジットの活用</p> <p>6.1.1.(エ) GX リーグにおける自主的な排出量取引の取組</p> <p>2. 意見の概要</p> <p>自主的な取引 (GX リーグ等) において活用が認められるカーボン・クレジットの分類 (本レポート中の (1) ? (4)) については、その活用可否や制度設計について、より慎重に検討されるべきである。特に制度設計に関しては、カーボン・クレジットの分類に応じた活用の優先順位や、分類ごとのオフセット対象 (直接・間接排出ではなくサプライチェーン排出のオフセットにのみ使える) などを設計する必要性について、カーボン・クレジット・レポートにて言及されるべきである。</p> <p>3. 意見の理由</p> <p>企業の自主的な取組を引き出し、ボランタリークレジット創出や取引の活性化を図る上で、多様なカーボン・クレジットの活用が認められるべきであることは理解する一方で、より上位の目標である NDC の達成に向けては、NDC 達成に資するカーボン・クレジットの増大が必須となる。</p> <p>GX リーグにおける自主的な取引において、仮に (1) に分類されるカーボン・クレジットに比して低廉な価格で流通し得る (2) や (3) に分類されるカーボン・クレジットが流通の主流となる状況 (「悪貨は良貨を駆逐す」という状況) に陥った場合、(1) に分類される我が国の NDC 達成に資するカーボン・クレジット (J-クレジットや JCM) の市場形成が阻害される懸念がある。</p> <p>なお、当該意見に関しては、本レポート案の作成過程において検討会の中でも重要論点として議論されており、上野委員、小田原委員からは、「SHK 制度や GX リーグでの直接・間接排出のオフセットには、NDC 貢献クレジットや相当調整済クレジット (本レポートの分類 (1) (2)) を用いるべきであり、相当調整のなされていない海外由来のボランタリークレジット等 (本レポートでの分類 (3)) についてはサプライチェーン排出との対応で検討すべき」との主旨の意見があると理解している。</p>
146	<p>P40 「自主的な排出量取引の取組においても、J-クレジットや JCM 等の NDC に貢献するカーボン・クレジットに加えて、我が国のカーボンニュートラル実現に資する国内の吸収・除去系ボランタリークレジットや、我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジットも議論の対象」について</p> <p>「自主的な」取引制度としての是非の議論もそうなのですが (日本の環境省の先駆例も含めて世界におそらく成功した例はないと思います)、需給バランスという問題意識を持つべきだと思います。野放図にクレジットを外部から導入することをは、EU ETS のように、かなり問題を生じさせる可能性があります。</p>
147	<p>カーボンニュートラルレポート (CNP) で活用可能なクレジットの種類 (P.39)</p> <p>検討の方向性において「我が国の CN 実現に寄与するカーボン・クレジットについての活用を推奨すべき」とされていることについて、クレジットを活用する際には、P.42 に記載の「カーボンニュートラル等の科学的知見に基づく表現を使用する際には、需要家に誤認を与えないよう、どのような考えの下で当該名称を使用しているのかについて自ら説明を行うとともに、どのような名称が適切かについては、より議論を深めるべきである。」を考慮することが重要である。</p>

- 「6. カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」(6.1.2. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進) 情報開示について

番号	パブリックコメント
148	6.1.2:カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進: ⇒開示することが望ましい情報として「相当調整」が含まれているが、民間事業者が自主的に活用するカーボン・クレジットについては相当調整を課す必要がなく、本文章からは削除すべきと考える。
149	該当頁: 41、42 頁 該当箇所: 6.1.2.カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進 意見 本項で整理いただいているとおり、情報開示の重要性は理解できるものの、開示すべき情報が詳細かつ多岐にわたることに加えて、統一的なフォーマットが定められていないことを踏まえると、かえって情報収集・比較検討の手間やコスト負担が増加することが懸念される。このため、情報開示に関するフォーマットの統一を含めて環境整備を検討いただきたい。
150	●P41 6.1.2. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進について、下記の通り修正を要望する。 「民間事業者が自主的に活用するカーボン・クレジットに関しては、」の前に「カーボン・クレジットに関する情報開示は重要であり、国内制度においても、後述のような情報開示については推進されるべきである。一方、」と追記する。 (理由) カーボン・クレジット活用時の情報開示の重要性について本レポートの記載の方向性に賛同する。ただし、その重要性は民間事業者が自主的に活用するカーボン・クレジットに限らないと考える。例えば、国内制度において活用したカーボン・クレジットについても、ステークホルダーが国内制度で求める情報開示とは別の情報開示を求める可能性もあり、その場合においては 6.1.2.で整理されたような情報開示は非常に重要な要素となってくる。よって、国内制度におけるクレジット活用の場合においても、各種情報の開示が重要な旨を追記しておくことで、より効果的なクレジットの活用が促されるため。
151	●P42 6.1.2. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進に記載の「当然ながら、当該オフセットの対象となる事業活動による排出量又は製品・サービスのカーボンフットプリントに関しては、どのようにそれを算定したのかについても、示されるべきである」について、下記の通り修正を要望する。 「どのようにそれを算定したのかについても、示されるべきである」を「その妥当性についても、示すことが望ましい」とする。 (理由) オフセットを行う場合に対象となる事業活動の排出量やカーボンフットプリントの絶対値を提示する必要があることは賛同するものの、その算定にあたっては、経営戦略上、算定に用いた個別の数値等を開示することが困難な場合もあり、第三者検証機関などでその妥当性を確認するケースが一般的であるため。
152	<p42-第1パラグラフ>カーボンフットプリントの情報開示に関する記載について オフセットに使用したカーボン・クレジットの情報、カーボンフットプリントの開示がなされることが望ましい一方、望ましい開示は算定方法だけに限られない。また企業戦略の観点から、算定方法以外の形式(第三者検証等)で情報を開示するケースもある。カーボンフットプリントに関する情報開示の選択肢を狭めることが無いよう、以下の修正が必要と考える。(『』内が変更箇所)  【現行案】 当然ながら、当該オフセットの対象となる事業活動による排出量又は製品・サービスのカーボンフットプリントに関しては、どのようにそれを算定したのかについても、示されるべきである。  【修正案】 当然ながら、当該オフセットの対象となる事業活動による排出量又は製品・サービスのカーボンフットプリントに関しては、どのようにそれを算定したのか『、どのような考え方・ルールに基づくのか、第三者による検証を受けているのかなど、情報開示に努める』べきである。

153	<p>情報開示について</p> <p>【該当箇所】</p> <p>P41</p> <p>当然ながら、当該オフセットの対象となる事業活動による排出量又は製品・サービスのカーボンフットプリントに関しては、どのようにそれを算定したのかについても、示されるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>・オフセットに使用したカーボン・クレジットの情報、カーボン・フットプリントの開示がなされることが望ましい一方、企業戦略の観点から、公開を控え第三者検証を活用するケースも存在する。原案では、特にカーボン・フットプリントの開示を強く求めるような表現となっていることから、代替手段としての第三者検証の活用も位置付けていただきたい。</p> <p>【修正案】</p> <p>当然ながら、当該オフセットの対象となる事業活動による排出量又は製品・サービスのカーボンフットプリントに関しては、どのようにそれを算定したのかについて示される『(第三者による検証等を含む)』べきである。</p>
154	<p>●P36の「また、」以降に記載の修正を要望する。</p> <p>「あくまで後述のカーボン・クレジットを活用する際の情報開示が正しく実施されているという前提で、」を「後述のようなカーボン・クレジットを活用する際の情報開示が求められるということを踏まえた上で、」とする</p> <p>(理由)</p> <p>民間事業者の自主的な活動においても、金融機関などから情報開示を求められることやその情報開示の内容や程度に応じて評価が変わりうることの理解を促すために、そのことを明記することには意義がある。一方で、該当項は制度によらないクレジットの活用についての記載であるにもかかわらず、「あくまで後述のカーボン・クレジットを活用する際の情報開示が正しく実施されているという前提で、(中略)活用が認められるべきである」という政府の要求事項として受け取られかねない表現がなされており、カーボン・クレジット・レポート(以下、本レポート)において、民間事業者の自主的な活動を制限する可能性のあるものとなっている。民間事業者の自主的な活動はあくまで国内各種制度内での運用とは無関係であり、本レポートの目的や位置づけである「国内各種制度における各種カーボン・クレジットの取扱いの明確化」とも合致しない。よって、評価されるに当たり望ましい行為であることを明記するにとどめておくべきであるため。</p>
155	<p>P36「情報開示が正しく実施されているという前提で、自主的な判断をベースとした幅広いカーボン・クレジットの活用が認められるべき」について</p> <p>情報開示をすればいいというのではなく、その「内容」が重要でしょう。開示さえすれば質が低くてもなんでもOKではありません。ここでの記述は、「正しい情報開示」の「何が正しいか?」は「自主的に判断すべし」と読むこともできるようですが、その意図でしょうか?</p>
156	<p>情報開示をすればいいというのではなく、その「内容」が重要でしょう。その「内容」として、どういう条件を含んだものであるなら、たとえばgreen washの危険がないか?などの点まで明らかにしてもらわなければ 半分の意味しかないと言うこともできます。どんなプロジェクトか?という説明なども、ここでは認識されていないようですが、自主的な活用においては、非常に重要な意味を持ちます。製品 LCA オフセットなどで「ストーリー」という付加価値を提供します。Gold Standardなどは、そこを重視したプログラムです。</p>
157	<p>P41「償却」について</p> <p>この用語も、定義なしに使われています。無効化、取消なども含めて、きちんと「定義」に加え「その意味するところ」を説明すべきでしょう。「...口座に移転すること」では、説明になっていません。</p> <p>とくにこれらの「差異」や「その意味するところ」をわかりやすくご説明ください。オフセット(すなわちカーボンクレジットの需要面)の非常に重要な基本的考え方ですので。</p>

- 「6. カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」(6.1.2. カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、情報開示の推進) 製品・サービスの名称について

番号	パブリックコメント
158	<p>カーボン・クレジットを活用した際の製品・サービスの名称 (P.42)</p> <p>P.42「カーボンニュートラル等の科学的知見に基づく表現を使用する際」においては、P.32の IPCC AR6 におけるカーボンニュートラルの定義等を踏まえて適切に使用する必要がある、「需要家に誤認を与えないよう、どのような考え方の下で当該名称を使用しているかについて自ら説明を行うとともに、どのような名称が適切かについては、より議論を深めるべき」について賛同する。</p>
159	<p>環境価値の訴求について</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>P41</p> <p>カーボン・クレジットによるオフセット実施者がクレジットの償却を報告し、当該製品・サービスの購入者がカーボン・クレジットによってオフセットされた製品・サービスを自ら調達・活用したと異なる形で訴求することで、双方が環境価値を訴求することは問題になりにくいと考えられる</p> <p><b>【確認】</b></p> <p>・本記載については、同じ排出源に対するクレジット活用についての複数主体によるダブルカウントについて問題になりにくいことを示すものと理解しますが、その際、クレジットによってオフセットされた製品・サービスを購入した者は、クレジットを活用（調達・償却）したと訴求することはできないが、クレジットが持っていた CO2 価値自体を訴求することは制限されないという認識で相違ないでしょうか。</p>
160	<p>カーボンニュートラル等の表現について</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>P42</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・現行案では、カーボンニュートラル等の表現について議論をする際には科学的知見（なかでも自然科学）に基づくことが前提と読み取れますが、既に認証基準である PAS2060 等に基づき商慣行として使用されている事例があること、ISO14068 における議論等においても自然科学以外の観点も含まれることから、「科学的知見」に限定すべきでないと考えます。</p> <p><b>【修正案】 P42</b></p> <p>(原案)</p> <p>また、製品・サービスのカーボンフットプリントのオフセットにカーボン・クレジットを活用した際の当該製品・サービスの名称については、特に、カーボンニュートラル等の科学的知見に基づく表現を使用する際には、需要家に誤認を与えないよう、どのような考え方の下で当該名称を使用しているのかについて自ら説明を行うとともに、どのような名称が適切かについては、より議論を深めるべきである。</p> <p>(修正案：『』部分を追記)</p> <p>また、製品・サービスのカーボンフットプリントのオフセットにカーボン・クレジットを活用した際の当該製品・サービスの名称については、特に、カーボンニュートラル等の科学的知見『や認証基準等』に基づく表現を使用する際には、需要家に誤認を与えないよう、どのような考え方の下で当該名称を使用しているのかについて自ら説明を行うとともに、どのような名称が適切かについては、より議論を深めるべきである。</p>
161	<p>&lt;p42-第3パラグラフ&gt;カーボン・クレジットを活用した製品・サービスの名称に関する記載について</p> <p>現行案では、カーボンニュートラル等の名称の表現やその議論を行う際、科学的知見とされる IPCC 第六次報告書（以下、「IPCC」）の定義に基づくことが前提と読み取れる。しかし、「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」でも委員から指摘があったように、IPCC 以外にも現存する認証基準（PAS2060 等）があり、それに基づく名称表現が行われている事例もある。また、カーボンニュートラルの定義に関する様々な議論は現在も進められており（ISO 等）、p47 の用語集（カーボンニュートラル）にもその趣旨が記載されている。以上のことから、カーボンニュートラル等の名称の表現やその議論を行う際には IPCC に限定されるべきではなく、実態を踏まえて、以下の修正が必要と考える。（『』内が変更箇所）</p>

**【現行案】**

また、製品・サービスのカーボンフットプリントのオフセットにカーボン・クレジットを活用した際の当該製品・サービスの名称については、特に、カーボンニュートラル等の科学的知見に基づく表現を使用する際には、需要家に誤認を与えないよう、どのような考えの下で当該名称を使用しているのかについて自ら説明を行うとともに、どのような名称が適切かについては、より議論を深めるべきである。

**【修正案】**

また、製品・サービスのカーボンフットプリントのオフセットにカーボン・クレジットを活用した際の当該製品・サービスの名称については、特に、カーボンニュートラル等の科学的知見『や認証基準等』に基づく表現を使用する際には、需要家に誤認を与えないよう、どのような考えの下で当該名称を使用しているのかについて自ら説明を行うとともに、どのような名称が適切かについては、より議論を深めるべきである。

● 「6.2. 供給面での取組」について

番号	パブリックコメント
162	カーボンクレジットの活用をより進めるためには、JクレジットやJCMといった既存のクレジットの市場流通量を拡大していくことが必要なのではないか。活用したくてもクレジットを入手できなければどうしようもないと思う。
163	カーボンクレジット市場においては、国内市場であるからには、まずはJクレジットやJCMなど我が国の排出量削減に資するクレジットを優先的に流通させるべきではないか。また、JCMについては、そもそも相対取引であっても流通していないと理解しているが、需要に対し国産クレジットの供給が圧倒的に足りていない状況であるため、流通量を増やしていただきたい。
164	<p>該当頁：43 頁</p> <p>該当箇所：6.2.1.NDCの達成に資するカーボン・クレジットの創出拡大</p> <p>意見</p> <p>本項において、森林小委員会における検討など、森林由来クレジットの創出拡大に向けた取組みを明記いただいたことに賛同する。加えて、国内の森林由来クレジットの創出拡大に向けて、国際イニシアティブにおいても、適切に取り扱われるように、必要に応じて、政府からも働きかけていく等の記載の追加を検討いただきたい。</p>
165	<p>・NDCに貢献するクレジットとして国連管理型メカニズム（パリ協定6条4項に基づくクレジット）もあり、利用すべきではないか。温暖化対策法も修正が必要ではないか。</p> <p>・JCMの需要が見込まれる一方で供給が少ない。供給を増やすための工夫が必要である。省エネによる削減にもっと力を入れ、JCMの特徴として強調してはどうか。JCMにおける相当調整は政府がパートナー国と交渉、確保するという理解でよいか。</p> <p>・政府がJCMの供給拡大策を検討する際には、海外企業との連携強化も視野に入れるべきだろう</p>
166	<p>日本企業によるCCUSやCDR等の技術の開発が促進されるためには、補助金だけではなく、Carbon Credit Mechanismの活用が必要不可欠で、更に、事業化を可能にするのに十分なクレジットの価格付けも必要と考える。</p> <p>『将来におけるDACCSやBECCS由来のクレジット創出に向け、CCS事業における方法論の策定・普及を含むルールメイキングにも引き続き、取り組むべきである。』</p> <p>『農地炭素貯留やブルーカーボンによる炭素吸収・炭素除去系や、DACCS、BECCSなどによる炭素除去系など、NETs（ネガティブエミッション技術）由来のクレジット創出促進を行う必要がある。』</p> <p>上記方針を含め検討委員会の提案に賛同するが、これらを実現させるために、民間事業者に対しても自主的な活用を促すだけでなく、クレジットの有効性並びにJCM及びJ-Credit以外の有効なクレジットを明示し、市場形成と十分なカーボン・プライシングを牽引する仕組み作りを日本政府には期待する。また、仕組み作りにあたっては、運用面において参加者に過度な負担をかけることのないよう、国際的な開示基準を踏まえた情報開示事項の明示や使いやすいインフラの整備(電子対応)も期待する。</p> <p>サプライチェーン上の温室効果ガス排出量(Scope 3)においては、運用にあたっての明確な定義やルールも存在していないため、制度・ルール等、在り方に関する議論から参加したいと考える。同様に、カーボン・クレジットの4分類目「世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット」もまずは用途・活用場面(需要)の整理が必要な段階と理解しており、こちらの議論にも初期段階から参加したいと考えている</p>
167	<p>森林由来クレジットを無条件に創出拡大するべきではない。</p> <p>◇該当箇所</p> <p>「J・クレジット、JCMの排出削減・炭素吸収・炭素除去量の確保等」(p.43)</p> <p>◇意見</p> <p>レポート案では、J・クレジット制度での森林由来クレジット創出拡大の期待や、それをクレジット購入者が選択するようなインセンティブ付与の重要性</p>

	<p>が示されている。確かに、森林保全等への企業からの資金提供は否定されるべきではない。また、吸収や除去が目される理由は、短中期で大幅に排出量を削減し、2030年までにネイチャー・ポジティブを達成したあと、つまり森林減少は既になく、自然は回復傾向にあるという大きなビジョンに沿う中で見通しである。短中期での大幅削減へのコミットや、ネイチャー・ポジティブへの具体策の検討がない状態で、最終手段たる吸収や除去にばかり注目するのは、順番が逆である。</p> <p>また、将来の吸収量の不確実性や、炭素吸収以外に森林が持つ価値の多様性などに鑑みると、単なる吸収源として森林を評価し、むやみに森林由来クレジットの創出を進めるべきではない。国際的には、森林等の土地セクターの排出量・除去量について考え方が整理され始めている。そうした議論に沿って、森林由来クレジット創出のあり方を考えるべきである。</p> <p>GHG プロトコルでは森林を含む土地セクターの温室効果ガスの算定方法について検討が進む*1。土地セクターからの排出量と除去量の両方を対象とした上で、一度除去された後に再度大気中に排出された除去量の算定、自社スコープ外の除去量の区別や排出量と除去量の分別を確保しての報告、などが議論されている。</p> <p>また、SBTi では企業のバリューチェーンのうち森林・土地利用・農業に関連する排出目標設定に関するガイダンスの策定が進む*2。GHG プロトコルと同様に、該当セクターからの排出量と除去量の両方を対象としつつ、森林等に関する長期・短期両方の目標設定、森林等に関する目標とそれ以外の目標との区別、自社の全スコープをカバーしての森林破壊ゼロへのコミット、などが議論されている。</p> <p>加えて、既存のカーボン・クレジットのうち Gold Standard は、森林破壊のある地域で防いでも別の場所に移るリーケージの問題やベースラインの不確実性による過大評価のリスクから、環境十全性の確保に向け、REDD+プロジェクトのためのクレジット発行は行わないとする*3。加えて、森林関連プロジェクトでは、新規プランテーションの排除や再排出リスクに備えたバッファの確保などが行なわれている。</p> <p>以上のように、国際的には森林からの排出量を適切に算定し削減するための検討もなされており、単純に森林を吸収源として扱うことは適切ではなく、森林由来クレジットの除去量は慎重な評価を要する。その上で、仮に発行する場合でも、環境十全性の確保のため厳格な要件を課す運用がなされている。本レポート案でも、こうした国際的な動向を踏まえて森林由来クレジットの創出に関する厳格な条件が明示されるべきであり、それを欠く状態で創出拡大のみを企図するのは妥当でない。</p> <p>*1 The Greenhouse Gas Protocol (2022), “Greenhouse Gas Protocol Land Sector and Removals Initiative Project Overview”, <a href="https://ghgprotocol.org/sites/default/files/standards/LSR_Overview.pdf">https://ghgprotocol.org/sites/default/files/standards/LSR_Overview.pdf</a></p> <p>*2 WWF (2022), “Forest, Land, and Agriculture Science Based Target Setting Guidance Draft for Public Consultation”, <a href="https://sciencebasedtargets.org/resources/files/FLAG-Guidance-Public-Consultation.pdf">https://sciencebasedtargets.org/resources/files/FLAG-Guidance-Public-Consultation.pdf</a></p> <p>*3 Gold Standard ホームページ, <a href="https://www.goldstandard.org/our-story/sector-land-use-activities-nature-based-solutions">https://www.goldstandard.org/our-story/sector-land-use-activities-nature-based-solutions</a> (閲覧日：2022年4月22日)</p>
168	<p>自然由来クレジットを創出する場合の条件が検討されるべきである。</p> <p>◇該当箇所</p> <p>「自然由来の国内ボランタリークレジット創出の促進」(p.44)</p> <p>◇意見</p> <p>本レポート案では、自然由来の排出削減や吸収・除去に資する取組みを後押しする制度構築を検討すべき旨が提示されている。しかし、当該プロジェクトが満たすべき要件について方向性も示されていないにもかかわらず、当初からクレジット創出が企図されている点で妥当性に欠ける。</p> <p>自然由来クレジットはいわゆる Nature-based Solutions (NbS：自然に根差した解決策) に係るプロジェクトを通じて創出されると考えられる。国際自然保護連合 (IUCN) は、NbS を「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動」*4 と定義する。その上で、IUCN はガイドライン*5 で NbS が満たすべき基準を提示する。例えば、経済・社会・生態系間の相互作用を認識し対応すること、生物多様性や生態系の健全性に対して純便益をもたらすこと、様々なステークホルダーを包含し透明性のあるガバナンスの仕組みを伴うこと、などである。</p> <p>他方、現在のレポート案では、自然由来のクレジット創出の基となるプロジェクトが満たすべき要件を示していない。上述の定義に鑑みて、気候変動の緩和、生物多様性の回復、人間の福利の向上を同時達成できるプロジェクトのみが促進されるように、方向性や条件が示されるべきである。</p> <p>加えて、当初からカーボン・クレジットの創出を企図して NbS を実施するのではなく、上述の定義に該当するプロジェクトに広く企業が資金面で貢献す</p>

	<p>るように確保すべきである。自然には炭素吸収以外にも広範な機能・価値があり、炭素吸収の点では企業が期待するほど大きい効果が得られない場合でも、自然の保護・回復の観点で効果の高いプロジェクトはあり得るからである。しかし、当初からカーボン・クレジットの創出を主目的に据えると、本来取り組まれるべきだがクレジット創出の対象とならない NbS への貢献を阻害する。本来は、実施した NbS の一部について結果的にカーボン・クレジットが創出されるに留まる点をまず踏まえるべきである。この点で、現状のレポート案は主客が転倒している。</p> <p>*4 IUCN (2021). 自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準. NbS の検証、デザイン、規模拡大に関するユーザー フレンドリーな枠組み. 初版. グラウン スイス, p. 2</p> <p>*5 前掲 4, pp. 6-21</p>
169	<p>技術開発への投資促進に向けた仕組みづくりは優先度が低い。</p> <p>◇該当箇所</p> <p>「NETs (ネガティブエミッション技術) の開発及び NETs クレジット創出の促進」(p. 44)、「炭素吸収系・炭素除去系クレジットの将来の創出に対する投資・調達コミットメントの促進」(p. 44)</p> <p>◇意見</p> <p>本レポート案では、国内事業者のネガティブエミッション技術の開発や、炭素吸収・除去系のクレジットの将来的な創出拡大に向けて、今から投資の拡大が目指されている。しかし、それに向けた仕組みをカーボン・クレジットを通じてのみ作ろうというのは、そもそも無理がある。企業のバリューチェーンからの排出を削減するための取組みを後押しする政策を欠く一方で、そうした効果が不確実な仕組みづくりに注力することは優先順位が前後しており妥当でない。</p> <p>日本の NDC では、2050 年にカーボンニュートラルの達成と、2030 年に 2013 年比で 46%削減し、更に 50%の高みを目指すとされている。そのため、今後 10 年の取組みが極めて重要である。そのタイムラインに合致しない技術開発への投資拡大に注力するのではなく、まずは、自社のバリューチェーンからの排出を削減するために、省エネの徹底、再生可能エネルギーの最大限の導入、事業活動における電化の推進といった取組みへの投資拡大が優先されるべきである。</p> <p>政府はこれらの取組みを強く後押しする必要がある、その最も有力な方法がカーボンプライシング、特に法的強制力と価格シグナルで企業の削減の取組みを確保できる炭素税やキャップ&amp;トレード型の排出量取引制度 (ETS) である。</p> <p>本レポート案で述べられる新規の技術開発とそれに対する投資の促進も、2050 年カーボンニュートラルに向けた長期的な取組みとしては必要である。しかしまずは、上述の削減に向けた取組みを最優先で強く推進すべきこと、及び炭素税や ETS の導入が必要であることに言及すべきである。</p>
170	<p>CCS によるクレジットの創出に係る SHK 制度整備との整合性 (P.43 6.2.1)</p> <p>JCM について「将来における BECCS や DACCS 由来のクレジット創出に向け、CCS 事業における方法論の策定・普及を含むルールメイキングにも引き続き、取り組むべき」と記載されている。一方、国の「SHK 制度算定方法検討会」でも CCS に係る排出量算定について論点として挙げられており、今後、検討が進められるところ。「CCS 事業における方法論の策定・普及」の観点では、国内においても SHK 制度における排出量算定とカーボン・クレジットの取扱いの整合性や事業者の創出インセンティブを考慮した検討が必要と考えられるため、その旨を記載して頂きたい。</p>
171	<p>6.2.3 カーボン・クレジットを活用した製品・サービス・イベントによる行動変容の促進：</p> <p>⇒文中、「行動変容の促進を検討すべき」に関し、脚注に下記の文言を追記すること、ご検討頂きたい。</p> <p>※追記案：「カーボン・クレジットを活用した製品・サービス・イベント等の需要喚起には、クレジットを活用することによる価値が正当に評価される必要あり。それらの製品・サービス・イベントの利用者に対するインセンティブを付与する仕組みづくりについて、検討されるべきである。」</p>
172	<p>提出意見：</p> <p>該当頁：43、44 頁</p> <p>該当箇所：6.2.供給面での取組</p> <p>意見</p> <p>供給面での課題を整理した「4.2.」（30 頁）において、「日常生活や地域社会における低炭素活動に着目したサービスが顕在化中、これらの取組につい</p>



	<p>て、カーボン・クレジットを活用した促進策が不十分である」と記載いただいております、この課題解決に向けた取組みとして、国内外の既存のカーボン・クレジット制度に関し、認証機関や認証コスト、その活用方法など、認証に関する仕組みそのものに関する周知・啓発に関する事項についても記載を検討いただきたい。</p> <p>また、小規模な植林プロジェクトの場合には、GHG 排出削減量は、年間数十トン程度の規模に止まることが予想されることから、既存のカーボン・クレジット制度に関する本格的な認証の取得は、コスト的に難しいことが想定される。この点、地方自治体が計算している CO2 削減推定値にもとづいて認証いただくか、または植林した樹木の種類と本数を確認できれば、簡易的に CO2 排出削減量を認証いただくなどの対応をいただくことで、小規模の植林プロジェクトの推進も期待できると考えられるので、検討いただきたい。</p>
173	<p>P43「将来における DACCS や BECCS 由来のクレジット創出に向け、CCS 事業における方法論の策定・普及を含むルールメイキングにも引き続き、取り組むべきである。」について</p> <p>このレポートを通じて「べき論」が根拠なく述べられているところが散見されます。たとえばこの DACCS や BECCS などは、極論すれば、カーボンクレジットで扱うべき対策ではありません。ある程度リーズナブルな炭素価格を想定した場合、これらが大量に導入されることは（少なくとも近い将来は）ありえないと思います。カーボンクレジットは、市場メカニズムとして、技術的に確立された対策を、カーボンプライシングのインセンティブによって、広く普及させていこうというメカニズムとしての性格が「基本」であるという認識を持つべきだと思います。その上で、なお「べき」と論ずるなら、その理由を示す必要があると思います。</p>
174	<p>P44「6.2.2. J-クレジット制度によらない炭素吸収系・炭素除去系クレジットの創出拡大」について</p> <p>根拠なく必要性が強調されていますが、これらのタイプで新しいものは、インベントリーの外である点、正確な推計がかなり難しい点、Permanency の問題がある点 など、非常にむづかしいタイプである認識はのでしょうか？少なくとも、それらの課題を認識した上で、課題克服のヒントを示してもらいたいものです。カーボンクレジットとして（すなわち誰かの排出量をオフセットするものとして）変な仕組みを作れば、それが排出「増」になるという認識が必要で、へたすると国際的に大きな reputation risk を持ちかねない問題だと言うことになります。</p> <p>「やりたい」だけではダメで、カーボンクレジット固有のクリアすべき条件があるということをご理解ください。</p> <p>その上で、カーボンクレジット化がベストな方策なのか？別の促進策の方が適切ではないのか？という問題意識を持ってもらいたいものです。個人的には、これらの対策は、カーボンクレジットでない促進策を採るべきだと思っています。</p>
175	<p>P44「JBE を中心としたボランタリークレジットの創出を促進すべき」について</p> <p>ここでも「べき」論を主張していますが、インベントリーの外である点、正確な推計がかなり難しい点、Permanency の問題の全部がクリアできなかった場合、このクレジットの責任は誰が持つのか？というような本質的な点はクリアできる見込みがあるのでしょうか？事業者責任だとして、それがワークするのでしょうか？</p>
176	<p>P44「炭素吸収系・炭素除去系クレジットの将来における創出に向けた投資活動や、将来における調達を現時点でコミットするような取組を推奨し、評価できるような枠組みを構築すべき」について</p> <p>カーボンプライシングは、その時点や近い将来に利用可能で「安価な」対策を実現化させることを狙うという「そもそもの特徴」があります。それを逸脱して、かなりの将来技術の技術開発のインセンティブをこのメカニズムに持たせることを「すべき」と断言できるのでしょうか？もっと別の方法の方があるにもかかわらず、カーボンクレジットで行う「べき」理由は何でしょうか？</p>
177	<p>P44「日常生活や地域での低炭素活動からクレジットを創出し、身近なイベントや製品等のオフセットに活用することで、低炭素に対する個人・地域の行動変容の促進を検討すべき」について</p> <p>これもカーボンクレジット生成としては難易度が高いものであり、かつ他の方法がいろいろありうる中で、あえてカーボンクレジット創出を行う「べき」とする理由は何でしょうか？他の方法と比較検討した結果なののでしょうか？もちろんカーボンクレジットは「他の人」が用いるためのものであり、他の人に移転したら、作り出した人は、削減を行わなかったということになりますが、そのことが理解された上ででしょうか？それでもなお推奨すべきでしょうか？</p>

● 「6.3. 流通面での取組」について

番号	パブリックコメント
178	<p>6-3：流通面：</p> <p>6.3. 1. カーボン・クレジット・市場の創設について</p> <p>⇒カーボン・クレジット・市場での取引に於ける価格決定方法については整備が必要と考える。GX リーグ参画企業間の排出削減分の取引価格と GX リーグ外部から調達してくるクレジット間での価格の整合性は必要で、仮に企業間の排出取引価格が外部クレジットに比べ高いようであれば、外部からの調達に頼らざるを得ず、制度運営に支障をきたす恐れがある。また、相対取引の価格及びその他情報をどこまで開示すべきか議論が必要と考える。取引主体の企業名等の詳細の情報まで開示されてしまう場合は、秘密保持の観点や、取引参加者の今後の取引に影響を及ぼす恐れがあることが懸念と考えられる。</p> <p>上記より、文中、一段落目の最終文「この市場の構築においては、取引の流動性をどのように高めるか、公示される価格が適切にシグナルとして働くか、多様なクレジットの付加情報も併せて流通するか、といった観点を踏まえる必要がある」に関し、下記の観点についても追記することご検討頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GX リーグ参画企業間の排出枠取引価格と外部から調達するクレジット価格との整合性を如何にして担保するか。</li> <li>・情報開示が市場取引参加者の不利益に働かないか。</li> </ul>
179	<p>該当頁：45 頁</p> <p>該当箇所：6.3.1.「カーボン・クレジット市場」の創設</p> <p>意見</p> <p>わが国カーボン・クレジット市場を創設するにあたり、流動性を確保し、より多種多様な企業（例えば金融機関や仲介業者なども含む）に参加いただけるように検討すべきである。相対でも取引できるカーボン・クレジットを本市場で取扱うためにも、単なる価格公示機能だけに留まらず、取引所としてのインフラ整備や資金決済機能・クレジット振替機能といった利便性を確保する必要がある。</p>
180	<p>該当頁：45 頁</p> <p>該当箇所：6.3.流通面での取組</p> <p>意見</p> <p>本項で整理いただいているとおり、「市場の構築においては、取引の流動性をどのように高めるか、公示される価格が適切にシグナルとして働くか、多様なクレジットの付加情報も併せて流通するか、といった観点を踏まえる必要がある」ことに賛同する。</p> <p>加えて、国際的なカーボン・クレジット市場において広く認められた取扱い／ルールについて、わが国市場においても整合的である必要があることを明記いただきたい。将来的に、ボランタリークレジット等の市場を展望するに当たり、海外の取引参加者にとって参加しやすい形でわが国カーボン・クレジット市場を構築する必要がある。なお、海外由来のカーボン・クレジットについても、市場取引の対象として明確に位置付けることで、海外由来のカーボン・クレジットを活用したカーボン・オフセットの確実性を担保することも重要である。</p> <p>また、TSVCMにおいても、トレーサビリティや発行コスト低減の観点からデジタル技術の活用が提言されており、世界中のカーボン・クレジットが将来的にデジタル技術を活用した流通に収斂していくことが予想される。また、諸外国の取引所を見ても、カーボン・クレジットをトークン化して取り扱う事例が散見されることから、わが国カーボン・クレジット市場の構築に向けた取組課題として、ブロックチェーンや NFT などのデジタル技術を活用した効率的なプラットフォームの構築を明記いただきたい。</p>
181	<p>該当頁：45 頁</p> <p>該当箇所：6.3.2.取引安定性確保のためのカーボン・クレジットに係る法的・会計・税務的取扱いの明確化</p> <p>意見</p> <p>本項で整理いただいているとおり、「国内でのカーボン・クレジットの流通を促進するため、カーボン・クレジットの売買に係る法的・会計・税務扱いの明確化・整理について検討を進める」必要があることに賛同する。</p> <p>加えて、具体的に、どのような論点について検討する必要があるのか、今後整理すべき論点（例えば、金融商品としての取扱い可否等）を明記することで、今後の議論を円滑に進めることが期待されることから、追記を検討いただきたい。</p>

182	<p>・当面は OTC 取引が中心になると思われる。クレジット活用には価格情報は重要であるが、どのように価格情報を提供するのかが、中立的で利益相反のない組織を新たに作るのか。</p> <p>・十分な流動性確保が信頼できる価格情報にとって重要。Jクレジットでは政府保有分の入札による売却を行っている。JCM でも同様の仕組みは考えられないか。</p> <p>・イノベーションを含む脱炭素投資の促進には長期的な炭素シグナルが必要。現在の排出量を需給に基づくクレジット価格は必ずしも投資シグナルにはならない。長期的な価格シグナルを発信する仕組みを作る必要はないか。</p>
183	<p>・「会計・税務的扱いの明確化・整理についても検討を進めるべき」とされている。検討の方向性としては以下のような理解でよいか。</p> <p>i 各種カーボン・クレジットの売買取引を活性化し取引の安全を確保するため、排出枠に関する過去の議論を踏まえつつ、各種カーボン・クレジットへの地球温暖化対策の推進に関する法律 54 条（善意取得）等の適用範囲を明確化する議論を進める。</p> <p>ii 各種カーボン・クレジットを活用した金融取引を活性化するため、排出枠に関する過去の議論を踏まえつつ、カーボン・クレジットの法的性質やカーボン・クレジットへの担保設定方法に関する議論を進める。</p> <p>iii 各種カーボン・クレジットの売買取引を活性化するため、排出枠に関する過去の議論を踏まえつつ、各種カーボン・クレジットに関する会計上及び税務上の取扱いに関する議論を進める。</p>
184	<p>金融機関の役割</p> <p>銀行や証券会社などの金融機関は、カーボン・クレジット市場における取引の仲介者としての役割を果たし、リスクを移転し、流動性や透明性を向上させるという重要な役割を果たすことが期待される。</p> <p>これらの中核的な機能は、現在透明性が低いとされている相対でのカーボン・クレジット取引に係る市場を、公正な価格で広くアクセス可能な流動性と透明性のある市場に移行することによって貢献すると考えられる。特に、幅広くリスクマネーをカーボン・クレジット市場に供給することも金融機関の重要な役割のひとつであり、それにより市場における需要と供給のバランスがとれ、適正なカーボン・プライシングの形成が期待されると考えられる。</p> <p>また、これらの金融機関が、カーボン・クレジットを参照資産とするデリバティブ取引の流動性を市場に提供し、フォワード情報を価格シグナルとして提供することで、さらに市場価格の透明性を向上させることが期待される。長期的なサステナビリティ目標に資する意味で、需要面における取組の一つとして、市場におけるカーボン・クレジット活用にも更なるインセンティブを与えることとなる。</p> <p>さらに、金融機関により高い取引流動性が供給される十分に機能するフォワード市場は、将来の排出量コストに係る確実性を提供することで、排出量削減技術への戦略的な投資に寄与し、供給面での取組に貢献することになるものと思われる。</p> <p>流通面での取組として、「世界の ESG 資金が誘導され、カーボンニュートラル時代の情報ハブを日本に引き込む動きとしての市場の成長を見据え、国際的に認められたボランタリークレジット等も含む、より広い形でのカーボン・クレジット取引市場の在り方についての検討」（本レポート案 6.3.1）が挙げられている。金融機関が、海外投資家からの ESG 資金を債券発行やローン等の形で我が国へと誘導することで、また、国際的に認められた VCC 及びそれを参照するデリバティブ取引を海外の取引相手先との間で媒介することで、この取組に大きく貢献することも期待される。</p>
185	<p>カーボン・クレジットの法的性質の明確化と規制、税務、会計上の扱いへの影響</p> <p>まず、VCC 自体の資産の性格について、法的・税務・会計上の取扱いに関して明確にすることが重要と考える。</p> <p>本レポート案の「4. 我が国におけるカーボン・クレジットの適切な活用に向けた課題」では、需要、供給および流通の 3 つの側面から課題の整理が行われている。ここで示された課題はいずれもその通りであると考えられるが、実際にカーボン・クレジットが様々な市場参加者によって幅広く取引されるようにするためには、実務的見地からさらに検討すべき点があると認識している。本レポート案の「6. カーボン・クレジットの適切な活用に向けた取組の方向性と具体策」の最後の「6.3.2. 取引安定性確保のためのカーボン・クレジットに係る法的・会計・税務的扱いの明確化」において流通面での取組として、「国内でのカーボン・クレジットの流通を促進するため、カーボン・クレジットに売買に係る法的・会計・税務的扱いの明確化・整理についても検討を進めるべき」と指摘されているが、流通段階においてはこれらの点が明確化されることが非常に重要になる（むしろ、金融機関や投資家の参入を促すためには不可欠といってよい）。また、要検討事項の中には、複数の省庁が連携することが望ましいと思われるものも含まれる。今後の検討の参考とするべく、6.3.2 において検討すべき点を具体的に挙げてはどうか。</p>

・カーボン・クレジットの日本の私法上の性質は何か

カーボン・クレジットを対象とした取引のうち実際の引渡しが契約締結後の将来の時点で行われる取引や現物決済を伴うデリバティブ取引（以下、「デリバティブ取引等」という。）においてはこの私法上の性質（例えば、無体財産権、契約上の権利の集合体などが考えられる）が何かは重要な問題であり、海外においても同様の問題意識が示されているところである<sup>6</sup>。法的性質が何であるかは例えば以下のような点に関連する。平成18年1月に公表された「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について（報告）」<sup>7</sup>においては、同報告で検討対象となっているクレジットを財産権的な存在と観念する場合にどのような法的性質のもと構成することが適切かを検討しているが、「動産類似のものと考えべき」との見解が示されている。この見解をカーボン・クレジットにも当てはめることでよいのか、さらに踏み込んだ議論が必要なのかは、本邦の私法制度に深く関連する事項であることから、産業界のみならず、当局、法律実務家、学識経験者等を巻き込んだ議論を期待したい。

① カーボン・クレジットがある者から他の者に譲渡された場合、当該譲渡に伴う移転を第三者に対抗できるようにすることが必要不可欠である。そのためどのような手続が必要かは、カーボン・クレジットの法的性質が何であるかによって左右される。

② デリバティブ取引等においては、取引期間中に相手方当事者が破綻する可能性があることから、また、同じ当事者間において複数の取引が生じ得ることから、一方当事者の破綻時にはすべての取引を終了させ、終了した取引の現在価値をネットで清算するいわゆる一括清算が行われることが考えられ（店頭デリバティブ取引においてはかかる処理が行われることが本邦のみならずグローバルで一般的である）、当該一括清算の仕組みは当事者について開始した倒産手続において有効と認められるものでなければならない。この一括清算の仕組みが有効であることは、相手方に対するリスクの管理においても重要であるが、金融機関にとっては資本規制上のリスクアセットの額を算出する上でも重要となる。このように一括清算の仕組みが有効であることはカーボン・クレジットが広く取引されるうえで不可欠といえるが、取引対象の法的性質が不明のままでは、それを清算する合意の有効性も不明となる。

③ カーボン・クレジットが広く取引対象となる場合、カーボン・クレジットを担保として利用することができれば、カーボン・クレジットの利用可能性は一層高まると思われる。そのためには、（クロスボーダーの場合）準拠法はどの国の法律を用いるべきか、権利を移転させる方式か担保権設定方式か、対抗要件を備え権利保全を行うためにどのような手続が必要かを明らかにする必要があるが、その基礎としてカーボン・クレジットの法的性質が明確になる必要がある。

・日本の金融機関がその規制上カーボン・クレジットを取り扱うことが許容されるか

カーボン・クレジット市場における銀行や証券会社等の金融機関の関与が市場の流動性と透明性を向上させることにつながることは上記のとおりであり、金融機関によるカーボン・クレジット市場への参入を認める要請は高い。現状、本邦ではカーボン・クレジットに係る取引そのものは規制対象とはされていないが、本邦で規制を受ける金融機関はその規制法（例えば、銀行法や金融商品取引法）によって行うことのできる業務に制限がある場合があり、かかる業務規制の検討は避けて通れない問題である。例えば、銀行や第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（証券会社など）の場合、カーボン・クレジットが「算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第7項に規定する算定割当量その他これに類似するもの）」に該当すれば、現金決済のデリバティブ取引や売買取引、これらの媒介、取次ぎ又は代理が許容される<sup>8</sup>。この該当性判断については、金融庁は個別判断が必要という見解を示しているが<sup>9</sup>、判断に適用される基準は定かではない。

そのため、金融機関の参入を促すため、上記規制を緩和するか、適用の基準を明確化することが望まれる。また、現行の制度下においても、各金融機関が個別に確認を行うのではなく、一括して取引が許容されるカーボン・クレジットを示す枠組みを策定することはできないか。例えば、本邦において新たに構築される取引所において取引対象となる質の高いカーボン・クレジットについては上記の「算定割当量その他これに類似するもの」に該当するという判断が示されれば規制上の懸念はクリアされることになるとと思われる。

さらに、カーボン・クレジットの日本の私法上の性質に係る議論につき仮に明確な結論が出なかった場合であっても、規制法上の取扱い・位置づけが明確になれば、電子マネーや暗号資産同様、取引参加者にとって安心感を与え、取引自体の流動性向上がなされる可能性が高く、その観点からもこの点の検討は有益である。

・カーボン・クレジットおよびカーボン・クレジットを参照する取引の会計上の取扱いはどのようなものか

会計基準については、本レポート案の29ページ表16においても言及されているとおり明確化が必要である。取引の仲介者としての金融機関にとっても、

	<p>リスクマネーの供給者たる投資家にとっても、会計上の基準が明らかにならなければカーボン・クレジットのエクスポージャーを保有することは困難であり、結果として取引の形態も限定的なものになってしまう。</p> <p>企業会計基準委員会実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（最終改正平成 21 年 6 月 23 日）においては、平成 17 年 2 月に発効した京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット（以下、「排出クレジット」という）に関する会計処理に関する当面の取扱いについて定められている。当該取扱いにおいては、排出クレジットに関わる投資については、活発な取引がなされる市場が整備されているといえない場合には、金融投資には該当せず、事業投資に該当するものと考えられる一方で、排出クレジットの活発な取引市場が整備されており、企業が金融投資としての取引を行う場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として時価評価を行う旨等の指針が示されている。当該指針の趣旨を援用して VCC の性質を論ずるとするならば、流動性の有無によって金融資産であるか否かが判断されると解される。しかしながら、今後の市場の発展余地の観点からは、流動性の高低ではなく、一定の頑健な相対もしくは取引所市場が形成されているという要件をもって、VCC 自体が金融資産であるとの位置づけを税務上・会計上明確にすることが望まれる。</p> <p>6 脚注 4 記載の ISDA 公表資料参照</p> <p>7 <a href="https://www.env.go.jp/council/28kyoto-gitei/y280-kentou.pdf">https://www.env.go.jp/council/28kyoto-gitei/y280-kentou.pdf</a></p> <p>8 銀行法第 10 条第 2 項第 14 号及び第 15 号、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号（金融等デリバティブ取引）、第 13 条の 2 の 5（算定割当量の取得等）、金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 16 号及び第 17 号参照。</p> <p>9 金融庁の平成 19 年 7 月 31 日付「「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について」のパブコメ結果（<a href="https://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html">https://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html</a>） 218 ページ 55 番、56 番、金融庁の平成 20 年 12 月 2 日付「平成 20 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」のパブコメ結果（<a href="https://www.fsa.go.jp/news/20/20081202-1/00.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/20/20081202-1/00.pdf</a>） 64 ページ 23 番、24 番参照。</p>
186	<p>ISDA におけるカーボン・クレジット取引市場の活性化に向けた取組</p> <p>ISDA では、VCC の取引市場の活性化のため、現在、業界標準ドキュメンテーションの作成に取り組んでいる。具体的には、ISDA Energy, Commodities &amp; Developing Products Group において、VCC のスポット取引およびフォワード取引に関する ISDA マスター契約に基づく取引契約書雛形を作成している。なお、当該雛形の開発に当たっては、International Emissions Trading Association (IETA) 及び European Federation of Energy Traders (EFET) の両業界団体とも連携しつつ作業を進めている。</p> <p>また、我が国においても、ISDA Japan ESG Task Force 及び Working Group を立ち上げ、以下のような活動を開始している。</p> <p>グローバルの動向（具体的には、海外の ESG 関連政策及び各 ISDA WG における活動のアップデート）の共有</p> <p>(1) 本邦における ESG 関連政策の進捗状況のアップデート</p> <p>(2) 本邦市場における ESG 関連デリバティブの利用に焦点を当てた検討と海外 ISDA WG へのフィードバック、及び必要に応じた当局との対話</p> <p>(a) 経産省 GX リング構想における「カーボン・クレジット市場」（取引所）の市場設計（証券会社や銀行等の金融機関が果たす役割）の在り方、及び、当該市場創設を踏まえた店頭市場におけるカーボン・クレジット及びそのデリバティブ商品の果たすべき役割に関する検討</p> <p>(b) 日本法におけるボランティア・カーボン・クレジット（VCC）（及び、それを参照するデリバティブ）の法的性質と課題（例：倒産法制・ネットイング・担保による相殺）、規制上及び会計上の扱いに関する考察</p> <p>(c) サステナビリティ・リンク・デリバティブ（SLD）に係る本邦規制上の考察</p> <p>ISDA は、海外におけるカーボン・クレジットに関する取組との整合性に配慮しつつ、我が国におけるカーボン・クレジット取引に係る固有の論点にも焦点を当て、我が国のカーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用を促進すべく貢献して参りたいと考える。官民での継続的な議論という観点から、今後、業界団体たる ISDA との意見交換の場を設けて頂くことをお願い申し上げます。</p>
187	<p>日本の中小企業の行う事業の J-クレジットに、海外の ESG 資金が投入されてくる絵姿を思い浮かべることは非常に困難です。トランザクションの数も微々たるものにしかありませんし、金額面でも微々たるものです。どうみても世界の ESG 資金にとって魅力的なものには思えません。</p> <p>むしろ、きちんとした Cap-and-Trade 制度を構築し、EU のようなそのアローワンス取引の市場という形で、価格シグナル+流動的な市場+市場メカニ</p>

ズムによる削減を実現化させることを、「べき」論として提示すべきではないでしょうか？(それにカーボンクレジットを組み込むことも可能です).

あえてそれを避ける理由は何でしょう？(EUではアローワンスのオークショニングは毎日行われ、アローワンスの量は150億トン、排出権価格はトンあたり1万円、市場はデリバティブが主導してボラティリティーもガスや石油などの商品市場と同等以上という流動性を持ち、オークション収入はさまざまな気候変動緩和対策のファンドの原資に用いられている。誰が見ても、こちらの方が魅力的なESG資金の向かい先になります).

というような問題意識を持つべきだと思います.

● 「用語集」について

番号	パブリックコメント
188	<p>これではほとんど役に立ちません。項目の充実もそうなのですが、それぞれの用語の「背景」にある「概念」や「狙い」も記載いただかなければ、字面だけとなって真意を理解できません。</p> <p>たとえば「無効化」の説明や、「無効化等により」など、はじめての人にとって、意味を成さないと思います。また「取消」や「償却」などとの違いも明確にすべきでしょう。</p> <p>また、英語の併記も必要だと思います。</p>